

令和8年第1回定例会6月定例会議

中之条町議会会議録

令和8年6月 8日 再開

令和8年6月24日 散会

中之条町議会

令和8年第1回中之条町議会定例会 6月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和8年6月8日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時 散会	再開	令和8年6月8日 午前9時30分						
	散会	令和8年6月8日 午前10時14分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剣持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員		14番 小栗 芳雄	1番 原沢 香司			2番 福田 公雄		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長	齊藤 泰典	書記		綿貫 正規	
			議事書記	小板橋千晶	書記		木暮 駿希	
			議事書記	割田 祐太				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	唐澤 敏之
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 暁夫	建設課長	小池 利和
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	篠原 充
	防災安全課長	須崎 幸夫	六合支所長	油井 文男
	税務課長	町田 隆弘	会計管理者	飯塚 和子
	地域共創課長	山田 行徳	こども未来課長	山本 伸一
	住民課長	田村 深雪	生涯学習課長	中沢 芳宏
	福祉課長	中澤やす子	教習所長	橋爪 勝
	健康子育て課長	安原あづさ		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和 8 年 6 月 8 日 午前 9 時 3 0 分開議)

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 審議期間の決定
- 第 3 議案第 1 号 令和 8 年度中之条町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 議案第 2 号 中之条町税条例の一部改正について
議案第 3 号 中之条町介護保険条例の一部改正について
議案第 4 号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 5 号 中之条町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を
少なくとも四分の一とすることについて
- 第 6 議案第 6 号 農業委員会委員の任命について
議案第 7 号 農業委員会委員の任命について
議案第 8 号 農業委員会委員の任命について
議案第 9 号 農業委員会委員の任命について
議案第 10 号 農業委員会委員の任命について
議案第 11 号 農業委員会委員の任命について
議案第 12 号 農業委員会委員の任命について
議案第 13 号 農業委員会委員の任命について
議案第 14 号 農業委員会委員の任命について
議案第 15 号 農業委員会委員の任命について
議案第 16 号 農業委員会委員の任命について
議案第 17 号 農業委員会委員の任命について
議案第 18 号 農業委員会委員の任命について
- 第 7 議案第 19 号 令和 8 年度中之条小学校特別教室棟長寿命化改良工事請負契約の締結について
議案第 20 号 令和 8 年度中之条中学校特別教室空調設備設置工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第 21 号 財産の取得について
- 第 9 報告第 1 号 令和 7 年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 2 号 令和 7 年度中之条町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 10 陳情第 3 号

◎ 再 開

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会の再開に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに令和8年第1回中之条町議会定例会6月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。発言される方は聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

まず、議員派遣について、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

次に、議会友好交流協定を締結しております北区議会において、5月22日、花見たかし副議長が就任した旨の通知がありました。

次に、5月25日の県町村議会議長会臨時総会では、全ての議案が可決され、会長に私、安原賢一が、副会長に松元平吉上野村議会議長と富岡大志吉岡町議会議長が選任されました。また、監事に高橋弘東吾妻町議会議長と小林洋みなかみ町議会議長が補欠選任されました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が提出されています。それぞれ事務局にありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、諸般の報告といたします。

この際、町長からご挨拶をいただきたいと思います。町長

○町長（外丸茂樹）みなさん、おはようございます。

本日は、令和8年第1回中之条町議会定例会6月定例会議の開催をお願いしたところ、議員のみなさまには早速ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

6月6日には、駐日ブルガリア共和国大使館より特命全権大使マリエタ・アラバジエヴァ閣下にお越しいただき、中之条ガーデンズにて今回で4回目となるブルガリア友好フェア記念植樹祭を行いました。小栗副議長をはじめ、議員のみなさま方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございました。

今回は、ブルガリア大使館との友好関係の深化とともに、ヤンボル市との友好関係のスタートを祝した植樹祭として、ブルガリアで親しまれているライラックの苗木を植樹させていただきました。残念ながらヤンボル市長の来町はかないませんでした。中之条町へのご来町を願い、今後もさらなる交流の発展を目指してまいりたいと思っております。引き続き議員各位のご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の提案させていただく議案につきましては、一般会計補正予算をはじめ、条例の改正や農業委員会委員の任命、財産の取得等の議案21件に加え、報告が2件ございます。議員みなさまにおかれましては、慎重審議を賜り、ご議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和８年第１回中之条町議会定例会６月定例会議の第１日目の会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長（安原賢一）日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、14番、小栗芳雄さん、１番、原沢香司さん、２番、福田公雄さんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長（安原賢一）日程第２、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間予定表のとおり、本日から６月24日までの17日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認めます。

よって、今期定例会議の審議期間は、本日から６月24日までの17日間と決定しました。

○

◎ 議案第 １号 令和８年度中之条町一般会計補正予算（第１号）

○議長（安原賢一）日程第３、議案第１号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第１号 令和８年度中之条町一般会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和８年度当初予算のご議決をいただき、それぞれの事業に着手しているところでありますが、補助事業の採択や、単独事業として早期に実施しなければならない事業が生じたため、今回補正をお願いするものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ3,405万4,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ109億6,705万4,000円といたしたいものでございます。

まず、歳入ですが、分担金及び負担金11万円、国庫支出金５万8,000円、県支出金301万2,000円、諸収入600万4,000円、町債2,000万円を見込ませていただき、不足する財源につきましては繰越金を充てさせていただきました。

次に、歳出でございしますが、各款ごとに主な内容につきまして申し上げます。２款総務費では、行政区運営事業におきまして、２地区の行政区より集会所の改修に伴う申請がございましたので補助金の増額を、公共交通対策事業では、医療機関等外出タクシーにおいて、運賃の改定に伴う業務委託料の増額等をお願いしております。

各種団体負担金及び補助金では、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業で1団体、
県市町村振興協会魅力あるコミュニティ事業で2団体がそれぞれ事業採択されたことに伴い、各団
体への助成金を計上させていただきました。

統計調査委託事業では、交付金の決定に伴う事業費の組み換えでございます。

7款商工費では、観光施設管理事業におきまして、地域住民や来客者等への熊出没に伴う注意喚
起や被害の未然防止対策として四万温泉地内に鐘を設置したいため、四万温泉協会への観光施設管
理補助金の増額を見込ませていただきました。

花楽の里運営管理事業では、風害によるビニールハウスの張替に係る補助金を、地域おこし協力
隊活動事業では、隊員1名の月額報償金単価の変更に伴う差額分のほか、起業支援に係る補助金を
計上させていただきました。

9款消防費では、去る2月に中之条地内で発生しました建物火災での消火活動におきまして、水
利の確保に苦慮した現状を踏まえ、地域や関係団体からの要望もあることから、緊急性等を考慮し、
旧検察庁跡地に大型防火水槽1基の工事費を見込ませていただいております。

10款教育費では、スクールバス運営事業におきまして、車庫につながる水道管の漏水が確認され
たため、その修繕費用を、小学校運営管理事業事務局分では、六合小学校のジャングルジム等の塗
装修繕費用を、給食センター運営管理事業事務局分では、経年劣化により不具合が生じている中之
条小学校の牛乳保冷庫を新たに購入するための費用を見込ませていただいております。

六合中学校運営管理事業では、生徒1名の増加に伴う、長野原町への教育事務委託料等の増額を
お願いするものでございます。

また、六合給食センター運営管理事業では、栄養士の住宅手当相当分の補助金等を計上させてい
ただいております。

以上が、今回お願いいたします補正の主な内容であります。いずれも早急に執行していかなけ
ればならない重要な事業と考えておりますので、ご審議をいただきたくお願い申し上げ、議案第1
号 令和8年度中之条町一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明とさせていただきます。ど
うぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。総務課長

（議案第1号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第1号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第 2号 中之条町税条例の一部改正について

◎ 議案第 3号 中之条町介護保険条例の一部改正について

◎ 議案第 4 号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第4、議案第2号から議案第4号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第2号 中之条町税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和8年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、中之条町税条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正点といたしましては、復興特別所得税の課税期間の延長と防衛特別所得税の創設に伴う改正、住民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告の改正、固定資産税の家屋と償却資産の免税点の引き上げ、医療費控除の特例期限撤廃、住宅ローン控除の居住要件と適用期限を延長する改正、有料住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を延長する改正、特定暗号資産に係る住民税の課税の特例の創設等を整備するものとなっております。

続きまして、議案第3号 中之条町介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、上位法であります介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、これに関連する所要の改正を行いたいものでございます。具体的には、令和7年度税制改正により、令和6年度から8年度に係る第9期介護保険料の減収対策として政令の改正が行われ、不利となる一部の被保険者に対して、令和8年度限りで特例の減免措置を講ずるための一部改正であります。

なお、この減免額の一部につきましては、保険料の収入不足を防ぐ観点から、国庫支出金として補填されることとなっております。

次に、議案第4号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正につきまして、説明を申し上げます。

群馬県の福祉医療制度につきましては、県外では制度の運用ができないことから、県外の医療機関等を受診した方は一旦自己負担分を支払い、市町村窓口で手続を行って償還を受けることとなっております。今回、県が制度改正を行うこととなり、令和8年10月から県外の医療機関等のうち、県が協定を結んだ医療機関等におきましても福祉医療費の現物給付が可能となり、福祉医療費受給資格者の健康管理の向上と福祉の増進につながることを期待をされます。

このことから、市町村ごとに定めている福祉医療費の支給に関する条例及び条例施行規則を改正する必要が生じ、改正を行いたいものでございます。

以上が町の条例の一部改正における提案理由の説明でございます。

ご審議いただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第2号から第4号につきましても審議の都合上、本日はこれまでとします。

- ◎ 議案第 5 号 中之条町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも四分の一とすることについて

○議長（安原賢一）日程第5、議案第5号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）議案第5号 中之条町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも四分の一とすることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員の任命は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、地域の農業者や農業団体等からの推薦を受けた者、または公募した者から市町村長が議会の同意を得て任命することとなっております。

任命にあたっては、同法第8条第5項に、原則として委員の過半数を認定農業者が占めることとされておりますが、例外として区域内の認定農業者数が委員定数の30倍を下回る場合は、委員の過半数、または少なくとも4分の1を認定農業者及び認定農業者に準ずる者が占めていれば議会の同意を得た上で任命できることとなっております。

現在、中之条町の認定農業者数は45人で、委員定数の13人を30倍した390人を下回っておりますので、例外の適用条件を満たしております。

今回、農業委員に新たに推薦・公募された13人のうちに認定農業者が4人、認定農業者の家族で認定農業者に準ずる者が1名おります。これにより認定農業者及び認定農業者に準ずる者の合計数は5名となり、委員の4分の1の3.25人の条件を満たしております。

したがって、新委員の任命にあたり、この例外を適用することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議案第5号 中之条町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも四分の一とすることについてを採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○

- ◎ 議案第 6号 農業委員会委員の任命について
- ◎ 議案第 7号 農業委員会委員の任命について
- ◎ 議案第 8号 農業委員会委員の任命について
- ◎ 議案第 9号 農業委員会委員の任命について
- ◎ 議案第10号 農業委員会委員の任命について
- ◎ 議案第11号 農業委員会委員の任命について
- ◎ 議案第12号 農業委員会委員の任命について
- ◎ 議案第13号 農業委員会委員の任命について
- ◎ 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- ◎ 議案第15号 農業委員会委員の任命について
- ◎ 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- ◎ 議案第17号 農業委員会委員の任命について
- ◎ 議案第18号 農業委員会委員の任命について

○議長（安原賢一）日程第6、議案第6号から第18号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第6号から議案第18号までの農業委員会委員の任命につきまして、一括して説明を申し上げます。

先ほどご説明させていただいたとおり、農業委員は地域の農業者や農業団体から推薦、または公募した者から町長が議会の同意を得て任命することとなっております。

これに伴い本年2月16日から3月30日まで、農業委員の候補者の募集を行いました。その結果、お配りした資料のとおり、推薦を受けた者が13名、応募した者が1名の計14名の推薦・応募がございました。

農業委員の定数は、中之条町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例により13名となっているため、推薦・応募のありました14名の候補者につきまして、5月1日に中之条町農業委員候補者評価委員会を開催し、13名の候補者を選定していただき、任命にあたり特に問題無しとの報告をいただいております。

また、候補者のうち認定農業者が4名、認定農業者に準ずる者が1名おり、先ほどご同意をいただきました認定農業者等又はこれに準ずる者の割合を少なくとも4分の1以上とすることに該当をいたします。

なお、任期は7月20日から3年間となっております。

新農業委員として、この13名を任命することにご同意を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第6号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸

君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第19号 令和8年度中之条小学校特別教室棟長寿命化改良工事請負契約の締結について

◎ 議案第20号 令和8年度中之条中学校特別教室空調設備設置工事請負契約の締結について

○議長（安原賢一）日程第7、議案第19号及び第20号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第19号及び議案第20号工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第19号 令和8年度中之条小学校特別教室棟長寿命化改良工事請負契約の締結につきまして説明を申し上げます。

本年度当初予算においてご議決をいただいた、中之条小学校特別教室棟長寿命化改良工事につきまして、その契約内容が確定いたしましたので、ご議決をいただきたいものでございます。

中之条小学校特別教室棟は、経年劣化による壁面のクラックや剥離など、外壁や屋根の傷みが進んでいるため、子どもたちの安心安全な教育活動を継続するため、長寿命化に向けた改良工事を行いたいものでございます。

去る5月19日に執行いたしました入札により、株式会社千島工務店と1億230万円で契約の締結をお願いしたいものでございます。

工期につきましては、令和9年1月29日までを予定しております。

続きまして、議案第20号 令和8年度中之条中学校特別教室空調設備設置工事請負契約の締結につきまして説明を申し上げます。

こちら、本年度当初予算においてご議決をいただいた、中之条中学校特別教室空調設備設置工事につきまして、その契約内容が確定いたしましたので、ご議決をいただきたいものでございます。

近年は猛暑日が増加し、教室内の温度が高温となることも珍しくないことから、子供たちの命と健康を守り、安心して学べる教育環境を整備するため、特別教室にも空調設備を設置したいものでございます。

去る5月19日に執行いたしました入札により、有限会社勝山電気工事吾妻営業所と1億8,040万円で契約の締結をお願いしたいものでございます。

工期につきましては、令和9年3月26日までを予定しております。

ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

最初に、議案第19号 令和8年度中之条小学校特別教室棟長寿命化改良工事請負契約の締結について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和8年度中之条中学校特別教室空調設備設置工事請負契約の締結について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号 財産の取得について

○議長（安原賢一）日程第8、議案第21号 財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第21号財産の取得につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年度当初予算におきましてご議決をいただきました、議会用会議システムの購入につきまして、その内容が確定をいたしましたので、ご議決をいただきたいものでございます。

購入予定の議会用会議システムにつきましては、現在使用している議会用マイク、ケーブル等が経年劣化により不具合が生じてきていることから、今回、コントロールユニットを中心に、マイクをケーブルで連結させて使用するタイプに変更したいものでございます。

内容といたしましては、会議マイク26台、コントロールユニット1台、ケーブル、機器収納ワゴン等でございます。

取得金額は775万5,000円、取引先は角田電気工事株式会社中之条営業所でございます。

納入時期は、令和8年8月を予定しています。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第21号 財産の取得について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 報告第 1号 令和7年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

◎ 報告第 2号 令和7年度中之条町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（安原賢一）日程第9、報告第1号及び第2号について議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、報告第1号 令和7年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして説明を申し上げます。

一般会計の繰越明許費につきましては、12月及び3月定例会議でご議決をいただき、3月31日にも専決処分をさせていただきましたが、物価高騰対策地域商品券交付事業や、ふるさと納税事業な

ど、合わせて15事業、4億7,176万2,000円を令和8年度に繰越しさせていただきました。

これら事業に対する繰越計算書を地方自治法施行令第146条の規定に基づき報告をさせていただきたいものでございます。

なお、この繰越事業に対する財源につきましては、国県支出金1億8,104万3,000円、地方債1,020万円、一般財源2億8,051万9,000円となっております。

次に、報告第2号 令和7年度中之条町上水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして説明を申し上げます。

先ほどの報告第1号と同様に、事業会計の予算につきましても、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定により、繰り越しをさせていただきましたので、同条第3項の規定により報告をさせていただきます。

1款資本的支出における三ノ原浄水場への送水管布設工事におきまして、2億3,017万円を令和8年度に繰り越しをさせていただいたものでございます。この財源につきましては、町からの補助金となっております。

以上、報告の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明）総務管理費の物価高騰対策地域商品券交付事業、これについてお伺いいたします。

全事業費の5割近くが繰越しとなっておりますが、物価高騰対策事業は町民に非常に直結した事業でございます。これがこのように繰越しになった経緯について説明願います。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（山田行徳）物価高騰対策の繰越し関係につきまして、経緯等を説明させていただきます。

こちら物価高騰対策事業につきましては、現在商品券のほうを発行させていただいております。1人1万2,000円ということで発行させていただきました。基準日が令和8年2月1日基準日ということで、発送のほうを2月下旬から順次発送させていただいたところでございます。

総額1億6,693万2,000円ということになりましたけれども、こちら商品券の期限が10月までということで、現在も使用を行われているところでございます。

ちなみに5月現在で1億917万2,000円の支出ということで、現在65.32%の使用となっております。残り6月から10月までありますけれども、1月以降の金額につきまして翌年度の繰越しということで現在事業を継続して行っているところでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）10月までということなので、ちょうど半道中というところなのですが、これでま

だ65%ぐらいの使われ方という状況のようなのですが、町報等で期限があるということを町民の方に知らせて、なるべく使い切るように積極的なPRは必要ではないかと思っておるのですが、その点、町長いかがですか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）換金がまだ6割ちょっとということで、無駄にしてはもったいないものですから、これは時期が近づいてきたり、あるいはそういう時期になりましたら、また再度みなさん方にお知らせをさせていただいて、ぜひ期限内にご使用いただきたいということは広報等でお知らせしたり、ホームページ等でもお知らせしていければと思っております。

できれば100%、100%にならないかもしれませんが、100%を目指して換金していただくようにみなさんでPRをしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、報告を終わります。

◎ 陳情第3号

○議長（安原賢一）日程第10、陳情第3号を議題とします。

陳情文書表を朗読させます。局長

（陳情文書表について、議会事務局長朗読）

○議長（安原賢一）会議規則第92条により、ただいま朗読のとおり、陳情第3号を産業建設常任委員会に付託します。

◎ 発言の訂正

○議長（安原賢一）地域共創課長から説明があるそうです。

○地域共創課長（山田行徳）すみません。先ほど答弁させていただきました物価高騰の関係なのですが、終わりを私のほうで10月と言ってしまったのですけれども、期限のほうは8月31日までの期限となっておりますので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

2日目の6月9日は、定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

（散会 午前10時14分）

令和8年第1回中之条町議会定例会 6月 定例会議 会議録 第2日

招集年月日 (会議)	令和8年6月9日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	令和8年6月9日午前9時30分						
	散会	令和8年6月9日午後2時51分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剣持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員		14番 小栗 芳雄	1番 原沢 香司			2番 福田 公雄		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長	齊藤 泰典	書記		綿貫 正規	
			議事書記	小坂橋千晶	書記		林 沙晶	
			議事書記	割田 祐太				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	唐澤 敏之
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 暁夫	建設課長	小池 利和
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	篠原 充
	防災安全課長	須崎 幸夫	六合支所長	油井 文男
	税務課長	町田 隆弘	会計管理者	飯塚 和子
	地域共創課長	山田 行徳	こども未来課長	山本 伸一
	住民課長	田村 深雪	生涯学習課長	中沢 芳宏
	福祉課長	中澤やす子	教習所長	橋爪 勝
	健康子育て課長	安原あづさ		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和 8 年 6 月 9 日 午前 9 時 3 0 分開議)

第 1 一般質問

○

◎ 再 開

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会 6 月定例会議の本会議も本日で 2 日目となりました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のために議場内の撮影を行います。発言される方は、聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いします。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されたりしますと、録画、録音されるおそれがありますので、あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴席のみなさんについても、体調管理のため、水分補給をお願いします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 一般質問

○議長（安原賢一）日程第 1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第 6 条に規定する本会議における質疑、質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、最初から一問一答方式で、答弁まで含めた時間を 60 分以内でお願いします。最初のベルが残り 10 分、2 回目が残りの 5 分、3 回目が残りの 1 分です。

なお、最初の質問については登壇して行い、再質問、あるいは第 2 項目以降の質問は自席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

議会基本条例第 6 条第 2 項において、議員の質問に対し議長の許可を得て、論点または争点を明確にするために反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指した議論をお願いします。

では、あらかじめくじ引で決定した順序により質問を許可します。

最初に、割田三喜男さんの質問を許可します。割田三喜男さん、ご登壇願います。4 番、割田さん

○4 番（割田三喜男）みなさん、おはようございます。傍聴にお越しくございましたみなさま方、大変ありがとうございます。二代表制でもあります議員議会と町長、執行部と緊張感を持ちながら

も、お互いを尊重し、議論を尽くすことで、よりよい町づくりに尽力していきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議長から許可をいただきましたので、通告に基づき、本日は2項目の質問をさせていただきます。

まず、第1といたしまして、共創のまちづくりについて質問させていただきます。共創のまちづくりについては、3月議会でも質問させていただきましたが、今回も引き続き深掘りしてお伺いいたします。

外丸町長におかれましては、就任以来、重点政策として町民の幸福度の向上と町の発展のため、熱い思いで取り組まれておりまして、敬意を表し、感謝を申し上げます。

それでは、共創のまちづくりのこれまでの総括と、そして、なぜ今共創が必要なのかを改めてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、割田三喜男議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年の12月定例会議におきまして、共創のまちづくりの理念は、行政、住民、事業者が協働して持続可能な町の未来を共につくっていくことであり、「行政だけでつくる町」ではなく、「みんなでつくる町」と答弁させていただきました。

共創のまちづくりは、様々な主体が連携し、お互いの知恵や資源を結集しながら新しい価値を共に創り出す取り組みであります。未来戦略ミーティングや共創プラットフォームSANKAKUでは、地域課題の解決策のアイデアや、それによって新しい価値を生み出すイノベーションの創出にも繋がる提案もあり、今後の町の施策に有効的に反映できるものは取り入れ、事業を展開してまいりました。

具体的に申しますと、ドッグランの整備や駅前活性化の検討などが挙げられ、3月に策定いたしました、中之条町総合計画第7次構想におきましても、施策に反映させていただいているところでございます。

また、共創のまちづくり補助金の創設や、地域課題の解決に向けて実施する事業や、地域として新しい魅力を創る事業のスタートアップへの補助、並びに地域共創課による伴走支援体制も整備いたしました。

地域の紡ぎ手となる人々が中心となって、まちづくりの原動力となり活躍することで、地域の魅力を創り出し、持続可能な中之条町を目指してまいります。

次に、なぜ今、共創が必要かと申しますと、現在地域を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少、高齢化、地域産業の衰退、空き家の増加、子育て支援の課題、さらには自然災害への対応など、課題は複合的で、かつ迅速な対応が求められる状況にあります。このような状況下では、行政だけ、あるいは特定の団体や企業だけでは限界があり、地域内外の人材や資源をつなぎ、課題を

解決する仕組みを、持続的につくり上げることが必要であると考えております。

さらに、地域住民のニーズは多様化し、固定的な計画だけでは対応が難しくなっております。共創では、地域などの当事者が意思決定段階から連携し、修正していくという柔軟性を備えており、その結果、実際に利用され機能する仕組みをつくりやすい点が挙げられます。

また、顔が見える関係や助け合いが求められる場面が増えておりますので、共創のプロセスそのものが信頼基盤を育み、地域のつながりを強化する作用を持つため、大変意義深いものであると考えております。

共創のまちづくりが未来の地域づくりにおいて重要な鍵であると深く認識をいたしております。それを推進するための体制整備に今後とも取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ご答弁いただきましてありがとうございます。

共創のまちづくりは、高齢化、人口減少等で複雑多様化している地域において、やはり行政だけでは対応できないことから、官民で何とかしていくことが肝要だと思います。

そこで、言葉の解釈を含めお伺いいたします。（2）といたしまして、従来の協働とこれからの共創の違いについて、本質的に何が変わると認識しているのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）協働とこれからの共創の違いにつきましては、一言で申し上げますと、決まっている目的と一緒に実行するのが協働であり、目的そのもの、つまり地域にとっての価値や解決すべき問題を当事者同士でつくり直し、仕組みとして実装を続ける、これが共創であると考えております。

協働とは、各主体が役割を分担しながら連携し、目標達成を目指す対応型の関係であり、あらかじめ決められた枠組みや役割分担の中で協力し合うものであり、比較的受動的に連携を行うことが多いという特徴がございます。

一方で、共創は、関係者が意見や知見を出し合い、新たな価値や解決策を基に創り出していく、より能動的かつ双方向的なプロセスを指します。このように、単なる役割分担の協力から、創造的な連携による新価値の創出へと転換することが今後の共創の核であると認識をいたしております。これにより、柔軟で多様なニーズに応えうる持続可能な社会形成に寄与できるものと考えております。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。より能動的に共につくっていくことだと思います。

ある有識者は、協働から地域の関係者総参加により、問題解決のための仕組みづくりで、総動と表現しております。

次に、地域は人口減少、高齢化等により集落の維持が困難となってきております。そこで、(3)といたしまして、地域自治が直面している現状と、最も解決を急ぐべき課題は何か、改めてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）地域自治が直面している現状でございますが、人口減少と高齢化の進行、生活様式の多様化、地域コミュニティのつながりの希薄化などにより、行政区をはじめとする地域組織の運営環境は年々厳しさを増しております。

加えて、地域課題そのもの、防災・防犯、見守り、地域交通など、地域が担う役割は複合化、高度化しております。このような中で、最も解決を急ぐべき課題は何かと申しますと、担い手不足であると認識をいたしております。担い手不足は、地域活動の継続を困難にするだけではなく、地域の合意形成や情報伝達、災害時の助け合い、要配慮者の見守りといった地域自治の根幹を支える機能そのものを弱体化させかねない最も深刻な課題でございます。

担い手不足の背景には、役員の固定化や負担の集中、共働き世帯の増加による時間制約など、複数の要因が重なっていると考えております。したがって、単に参加を呼びかけるだけではなく、活動の在り方そのものを見直し、負担を減らし、参加しやすい形に再設計することが不可欠でございます。

具体的には、地域活動の情報発信の強化や、デジタル技術の活用による事務負担の軽減、さらには地域おこし協力隊などの地域外人材や企業、学校等との連携も含めた共創の仕組みづくりを進め、担い手の裾野を広げていくことが必要でございます。

町といたしましても、地域自治の持続可能性を確保する観点から、この担い手不足の解消を最優先課題として位置づけ、地域の実情に即した支援策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ご答弁いただきましてありがとうございます。やはり担い手不足は大きな課題であります。今は70歳ぐらいまで勤めている人が多く、担い手として期待されている前期高齢者が激減しているのが大きな要因と思います。

次に、住民の暮らしと命を守るため、住み慣れた地域で暮らし続けるための仕組みとして、総務省では地域運営組織の設立を推進しております。全国で令和6年度現在であります、8,193団体あります。

ここで、改めて地域運営組織の定義、総務省の定義なのですが、お知らせしたいと思います。地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実行する組織として定義づけられております。

そこで、(4)としまして、共創のまちづくりを進め、住民の暮らしと命を守るため、地域づくり

協議会、地域運営組織を設立し、地域計画の策定によりモデル地区の選定など、設立に向けた具体的なロードマップをどう描いているかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）結論から申し上げますと、町といたしましては、形だけを整えるのではなく、地域の実情と合意形成を重視しながら、段階を踏んで設立、計画策定、実装、検証・横展開までを一体で進めていくべきと考えております。

地域づくり協議会、地域運営組織は、つくること自体が目的ではなく、見守り、防災・防犯、地域交通、子育て支援など、地域課題に対し、地域が自ら意思決定し、関係者と連携して継続的に実行できる体制を整えることが目的であります。

そのため、町は地域の自主性を尊重しつつ、制度設計、合意形成、事務負担の軽減、人材育成などの面で伴走支援を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。地域づくり協議会、地域運営組織は、つくることが目的ではなく、住民が話し合い協議する場とだと思えます。そして、その先を見据えること、将来図を共有することが肝要だと思っております。そのため、地域計画を策定し、実行していくものと考えております。

総務省では、この形成支援としての財政支援措置もあります。人口減少、高齢社会は急速に進んでおります。総務省の支援制度を活用し、住み慣れた地域で安心していく仕組みを早急に進める必要があると思っております。

次の質問でございます。地域には各行政区である地縁型組織と、防犯協会とか、交通安全協会の支部とか、スポーツ協会支部など、テーマ型組織があります。テーマ型組織は、以前行政と地域が特定のテーマを官民で推進するため、行政の働きかけで補助金をつけ設立されたものと私は思っております。行政区もそうですが、テーマ型組織も人口減少、高齢化で組織の存続が困難となってきました。

そこで、（５）といたしまして、地縁型組織とテーマ型組織が補完し合う民主性と開放性のある新しい地域社会を行政として具体的にどう実現していくのかをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）行政区等が担ってきた面的な支え合いであります地縁型組織と、地域運営組織、NPOやボランティア団体など、課題別に動くテーマ型組織の専門性、機動力が補完し合い、民主性と開放性のある新しい地域社会をどう実現していくのかというご質問であろうかと考えております。民主性と開放性のある新しい地域社会とは、地域のことを決めるプロセスが公正で透明であると同時に、関わりたい人が立場や属性にかかわらず参加しやすい地域社会のことであると認識をい

たしております。

町といたしましては、役割が異なり、主体が連携できる地域運営の仕組み、場とルールを整えることにより、民主性と開放性を両立させた地域社会の実現を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございます。伊参地域では、令和7年度末で交通安全協会伊参支部を休止、解散いたしました。協会員の減少と高齢化、役員の成り手不足が大きな要因でございます。累積した多額の町の補助金も返還いたしました。

しかし、地域では交通安全の推進は公益性があり、重要なことです。そして、防犯協会支部などの他の団体も活動できない状況となっていますし、総会も団体ごとで対応が困難です。

そこで、公益性のある地域のテーマ型組織を地域の指令塔、まとめ役としての地域運営組織を設立し、その下部組織で部会方式、例えば地域運営部とか生活安全部、生活支援部などに組織を改編し、事務や会計、経理もまとめる必要があるかなと考えております。

次の質問に移らせていただきます。小規模多機能自治については、3月議会でも一般質問させていただきました。改めてこの制度を説明させていただきます。小規模多機能自治とは、旧小学校区など、地域に適した小さな単位で、地域の幅広い課題解決に地域の様々な人が協力して考え、取り組むということでございます。冒頭に答弁いただきましたとおり、少子高齢、人口減少の地域において、行政ではあらゆることの対応ができなくなっております。今こそ行政任せから地域主体へ住民の力を示す自治のアップデートが必要です。全国的に過疎山村地域では、この小規模多機能自治に取り組んでいる自治体が多くあります。

そこで、（6）としまして、賢く縮充するまちづくりで、中山間地を再生するためには、住民主導の小規模多機能自治に活路を見出す必要があると思いますが、行政の伴走支援はどのように考えているか伺います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）伴走支援についての考え方でございますけれども、第1に、行政は地域を支えるという役割分担であること。第2に、一律ではなく、地域の規模、地理条件、担い手状況に応じた地域の実情に即したオーダーメイドで支援すること。第3に、最初から完成形を求めず、小さく始めて、試し、改善する進め方を後押しすること。この3つが基本的な支援であるという考え方でございます。

人口減少や高齢化が進む中山間地においては、生活サービスや地域機能を維持するために、地域の実情に応じて住民のみなさんが主体となって、複数の機能を支え合う小規模多機能自治の考え方は極めて重要であると認識をいたしております。行政といたしましては、地域の自主性と創意工夫を尊重しつつ、共創による段階に応じた伴走支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ご答弁ありがとうございます。地域が主体的に考えた取組、決めていくのは当然なことだと思います。しかしながら、新しいことですので、地域はどのようなエビデンスに基づき、どのようなことをどのように決めていったらいいかわかりません。伴走支援は地域に寄り添っていただいて、一緒に考えて決めていく、助言をいただくものだと思いますので、よろしくお願いいたします。

県内でいち早くまちづくり協議会を設立し、小規模多機能自治に取り組んでいる富岡市では、市としても、協議会組織事業の検証や伴走支援が不十分だった、地域イベントや慣例的な事業が多く、課題解決型の事業が少ないと反省点を挙げていらっしゃいます。

また、全国的にも先進地では、まちづくりの手引を地域と協議しながら具体的に作成して、協働してまちづくりを進めています。これも3月議会で質問させていただきましたが、ぜひ進めていただきたいと思います。要望いたします。

次の質問です。これも3月議会で質問させていただきましたが、さらに具体的な答弁をお願いいたします。（7）といたしまして、小規模多機能自治を成功させるためには、中間支援組織による伴走支援が重要だが、どのような人材や組織を想定し、その育成と確保をどのようにしていくかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）3月定例会議における一般質問におきましても、中間支援者とは、小規模多機能自治の推進や運営を支援し、地域住民と行政などとの橋渡し役を担い、地域のニーズを把握し、関係者を調整し、情報提供や助言を行う役割を持ち、地域理解が深く、コミュニケーション能力、調整マネジメント能力、問題解決実行力、専門知識などが求められる人材であり、その育成と確保は確かに難しい課題でありますと答弁をさせていただきました。

町といたしましても、中間支援の重要性は強く認識しておりますが、現時点で特定の組織形態や人材像を一律に固定して決め打ちする段階になく、地域の実情を踏まえながら整備していく考えてございます。

組織の形につきましても、特定の団体に限定するのではなく、例えば社会福祉協議会やNPO等の既存団体、外部人材の活用など、地域の状況に応じて最適な組合せを検討してまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ご答弁ありがとうございます。

総務省が公表している中間支援組織は県内にはありません。富岡市では、新潟県の都岐沙羅パートナーズセンターや、東京都のI I H O E、人と組織と地球のための国際研究所の支援、指導を受けています。それと、沼田市では高崎経済大学の櫻井教授にアドバイザーをお願いいたしました。

全国的には、支援実績のある深い知見を有した中間支援組織やアドバイザー等が数多くいらっしゃいます。

やいます。これも総務省の財政支援制度を活用し、やはりこのような方々に支援をいただきたいと要望いたします。３年前には、伊参地域運営組織準備委員会では、アドバイザー等による伴走支援を町当局に要望したところでございます。

次の質問に移らせていただきます。（８）として、小規模多機能自治の推進のための体制整備として、誰もが安心して暮らし続ける地域の実現のため、①といたしまして、地域づくりセンターの複合拠点化、小さな拠点化、②といたしまして、地域づくり協議会の設立と強化が急務と考えますが、今後の方針や具体的な整備スケジュール等はどうかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）進め方につきまして申し上げますと、町が一律の枠組みを上から当てはめる、いわゆる町主導の進め方ではなく、地域の実情に応じたオーダーメイドの支援を基本としてまいりたいと考えております。具体的には、人口規模や高齢化の状況、集落の地理的条件、既存団体の活動状況、担い手の層など、課題の優先順位は地域ごとに大きく異なります。

地域づくりセンターの複合拠点化につきましても、その必要性や既存施設の利活用の有無等、地域の実情に即した支援策を検討してまいりたいと考えております。

また、地域づくり協議会につきましても、設立を画一的に求めるのではなく、既存の自治組織や活動基盤を尊重しつつ、地域の合意形成の状況に応じて、新設、再編、機能強化など、最適な形を選択できるように支援をしてまいりたいと考えております。

町といたしましては、こうした地域ごとの差を前提に、地域が無理なく自走できるよう、共創による伴走支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。具体的な事例をちょっと申し上げます。伊参地域では、平成29年に町主導で組織した生活支援体制整備事業の第２層協議体、美しい村伊参おたすけ隊があります。この事業内容といたしましては、草刈り等困っている人がいたらお手伝いできる人を派遣し、有償ボランティアでサービスを提供する支え合いの仕組みです。これが９年経過しますが、本格運用がされていません。いつまでも同じような話だと地域から批判されています。この進まない要因といたしましては、地域での福祉生活支援の拠点がなく、常設事務局が必要だが組織化もされていない、質問の２つの整備が強く必要と思います。あわせて、ニーズの把握や担い手の確保も重要なことと考えております。

地域運営は、ありとあらゆることを総合的に考えるべきであり、災害や福祉面は命と生活を守る最も重要なことです。困りごとニーズは急速に高齢化、人口減少、小家族化が進んでいますので多くなります。このため、支え合いの生活支援体制整備、住民自治の仕組みづくり、コミュニティの再生は急務ですので、具体的な整備スケジュールを示し、進めていっていただきたくお願いいたします。

次の質問に入ります。(9)といたしまして、地域自治、住民自治を担う住民側と団体自治を担う行政側との役割分担をまちづくり基本条例、要綱・要領、指針、協定書などに明確に規定、整理し、持続可能な制度として定着する必要があると思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長(安原賢一) 町長

○町長(外丸茂樹) 町といたしまして、役割分担を整理し、関係者で共有していくことは重要であると認識をいたしております。しかしながら、これを条例で一律に明文化し、固定的に規定することについては慎重であるべきと考えております。

地域課題や担い手の状況、地理条件、既存組織の成り立ちは、地域ごとに大きく異なります。地域づくりを取り巻く環境は、人口構成や課題の変化により、常に動いております。持続可能性を高めるためには、固定的なルールで縛るよりも、地域と行政が共創しながら、役割や進め方を必要に応じて見直し、更新していける仕組みをつくることが重要であります。

したがって、町といたしましては、条例で一律に規定するのではなく、地域の実情に即して地域計画や運営方針、必要に応じた協定等の形で、実践を通じて改善できる柔軟な整理の方法を基本として取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(安原賢一) 4番、割田さん

○4番(割田三喜男) ご答弁いただきましてありがとうございます。条例は、理念条例として、あくまでも基本的な考え方であると思います。まちづくりの主役は住民であり、行政の下請けではなく、対等な立場でまちづくりを共創して進めていく。細かいことは要綱・要領等で随時変更していくことだと思います。小規模多機能自治の考え方を基に、人と人とがつながり、地域活力と実力を取り戻す、取組を目指すことだと思います。

そして、地域の代表は地縁型組織とテーマ型組織のまとめ役であるまちづくり協議会、地域運営組織の代表であるという、要綱・要領での位置づけ、地域と行政でのパートナーシップの協定書の締結、また活動資金の担保を含めた持続可能な制度として定着させる必要があると強く考えておりますので、ご検討のほどをよろしくお願い申し上げます。以上でこの項目の質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、第2の避難行動要支援者個別計画について質問させていただきます。令和3年に災害対策基本法が改正になり、この計画作成が市町村の努力義務となりました。これまで総務企画常任委員会等でも質問させていただきましたが、現在の要支援者はどのような人が対象で、対象は何人かお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(安原賢一) 町長

○町長(外丸茂樹) 避難行動要支援者は、災害時に自力で避難することが困難で、避難に際して支援を必要とする方でございます。災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成することが義務づけられております。

具体的には、70歳以上の高齢者のひとり暮らしで、本人の同意があり、要介護認定の要介護3以上の認定を受けている方や、身体障害者手帳の等級が1級または2級の方などが対象となっており、います。本年4月1日現在の対象者は29名でございます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ご答弁いただきましてありがとうございます。29名と確認させていただきました。

70歳以上でひとり暮らしで、要介護3以上の方などということですが、民生委員さんの昨年の6月1日のひとり暮らしの高齢者の調査では、また後ほど出てくると思いますが、1人では避難できない方が伊参地域でも20人以上いました。また、例えば80歳代の夫婦二人暮らしの方も、災害時に自分で避難できないとすれば、その方の把握は難しいですが、この方々も対象に入れたほうがいいかなと思います。

内閣府のホームページ、防災情報のページがあるのですが、令和7年4月1日現在の全国の市町村の作成状況が掲載されています。作成率から逆算しますと、県内の同規模の町村でも300人以上が対象になっているところもありますので、今後実態に合わせて見直しも必要かなと思っております。

次の質問に移ります。それでは（2）としまして、現在の策定数と策定率はどうか伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）現在の策定数、策定率というお尋ねでございますけれども、中之条町における個別避難計画の作成数は現在2件で、作成率は6.9%となっております。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございます。伊参地域では、伊参運営組織準備委員会、いさまの家のプロジェクトで地域の互助、共助、支え合いの推進のために、令和5年から作成に取り組んでいます。2件は当地域のものであると思います。やはり命を守る取組ですので、作成を推進することは重要だと思います。

そこで、（3）といたしまして、策定数、策定率とも県内35町村で下位であるが、策定が進まない要因は何か伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）個別避難計画の作成におきましては、災害発生時の情報伝達と実際の避難支援を担う避難支援実施者の確保が大きな課題となっております。責任の重さに対する心理的負担が大きいことに加え、地域住民の高齢化が進む中で、適任者が見つかりにくいことなどが、作成の遅れにつながっているものと考えております。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ご答弁ありがとうございます。いさまの家のプロジェクトでは、先ほど申し上げ

げたとおり、令和5年度から災害時の支えをテーマに、毎年11月に伊参支え合いの集いを開催し、作成を推進していますが、思ったように進まない現状です。

答弁にありますように、支援実施者が重荷であると感じている。一方、支援を受ける側が地域の人に迷惑をかけているのを遠慮している面があります。

また、洪水等の災害は少ないと思っている人が多いのではないのでしょうか。ただ、最近の事例を見ますと、大規模山林火災は全国的に発生しておりますので、備えが必要かなと考えています。

次に（４）といたしまして、どうしたら作成が進むか、策定を促進していく具体的対策についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）避難行動要支援者の名簿更新におきましては、福祉課の持つ情報が重要でありまして、要支援者の把握のために、令和7年度にはひとり暮らし高齢者調査において、災害時に1人で避難できるかどうか確認する項目を追加するなど、防災安全課と福祉課の連携を深めております。これまで主に行政区に対しまして、避難行動要支援者名簿を提供する際や、防災訓練等の機会を通じて、個別避難計画の作成をお願いしてまいりましたが、引き続き計画作成の重要性について周知に努めるとともに、福祉課との連携をさらに深めていく中で、計画作成を促進する方策や、支援実施者の負担軽減策につきましても探ってまいりたいと考えております。

よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ご答弁いただきましてありがとうございます。先ほども申し上げました、民生委員さんの6月1日のひとり暮らし高齢者調査におきまして、災害時に1人では避難できない該当者について、先ほども申し上げたとおり、伊参地域でも20数名いらっしゃいます。

冒頭の身体障害者等の対象者を含めて、区長、民生委員、集落支援員で連携して作成を進めていくことを、今年度のいさまの家プロジェクトの重点事業として取り組んでいく予定でございます。この計画作成を通して、災害時の支え合いを進め、日頃からの互助、共助の推進、また共創のまちづくりにより、住民自治の取組により、地域共生社会の構築を図っていきたいと考えております。

以上で質問にさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（安原賢一）割田三喜男さんの質問が終わりました。

次に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、ご登壇願います。12番 福田弘明さん

○12番（福田弘明）本日は、農林業の振興策についてお伺いいたしますが、この分野は町長が一番得意とする分野でございますので、ぜひお手柔らかに答弁願いたいと思っております。

それでは、ただいまから議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。まず第一に、政府が検討している食品に係る消費税の軽減措置は、農家にどのような影響を与えるのか、そしてそれに対する対応は検討しているのかということについてお伺いいたします。

今の農業現場は、中東情勢が日本の農業を直撃し、深刻な影響を与えております。この影響は燃料、資材、肥料、畜産業における飼料の生産コストを直撃し、その連鎖的高騰は円安も加わり生産コストの上昇のみならず、原材料不足から、必要なときに資材が届かないという納期遅延や作付けや出荷のタイミングを逃す事態も懸念されております。

これらについては、町長も対応を検討されておると思いますし、また、私の後の同僚議員の質問の中にもございますので、その中でも答弁いただけたと思いますが、ここにきまして政府において食品に係る消費税の税率を公約早期実現のため、税率１％で導入することが検討され、さらなる影響を農家に与えることが心配されております。年間売上高が1,000万円未満のため、消費税の納税が免除されている小規模農家や、家族経営の農家が数多く存在しています。その数、85％と見られており、大多数の農家が該当しております。これまでは出荷の際、農協や卸業者などの買い手から消費税８％を上乗せして代金を受け取っていました。税率が１％に下がると、当然代金に上乗せされる消費税分がほぼ消滅します。結果として、出荷時の手取り額は直接減ることになり、小規模農家の経営を直撃します。このことについて、町長はどのように認識しておられるのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田弘明議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご質問の件は、高市首相が掲げる飲食料品を対象とした２年間限定の消費税減税という公約発言に対し、農業界では肥料や農機具などの生産コストで支払う消費税の還付が受けられなくなり、実質的な負担が増えるという懸念や議論が起きていることに対する対応についてのご質問と理解をいたしております。

多くの農家は規模が小さいため、年間売上げ1,000万円までは免税業者、5,000万円までは簡易課税業者を選択しているものと思われます。免税業者はそもそも税務署に消費税に関する申告をしないため、還付金の申告もできません。

簡易課税の場合は、仕入れの際に消費税をいくら払ったかに関係なく、売上げに係る消費税の一定割合を納税する仕組みとなっております。売上げの消費税がゼロなら納税額もゼロになりますが、仕入れ分の還付は受けられないことになります。

農業ハウスを建て替えたりすれば、多額の消費税を払う場合もありますが、この消費税を還付してもらえず、自己負担になってしまったら、経営に大打撃となります。免税や簡易課税をやめて、通常の課税方式を選択することも可能ですけれども、インボイスの保管など事務負担が増え、小規模な農家にとっては大変であります。食料品に対する消費税減税が実施され、こうした事業者が被害を受けないようにする対策が不可欠となります。

先日の衆議院予算委員会におきまして、高市総理は、政府としてもみんなで頭の体操をする。しっかりと支えていく。そういう段階にあると考えておりますとの発言がありました。政府は、食料

品の消費税減税で負担が増える農家を財政支援する調整に入った。生産、資材などの仕入れに係る消費税の負担を軽減する財政措置を検討するとの報道もございます。

なお、ここ数年、物価高騰等の対応といたしましては、国からの地方創生臨時交付金等を活用し、農業資材や肥料等の高騰の影響を受けながらも価格に転嫁できない農業者を支援したいことから、新たに農業資材等価格高騰対策補助金で対応いたしました。また、水道基本料金の免除や、地域商品券の交付、高齢者生活支援事業等を実施してきたところでございます。

今後も国の動向を注視し、スピード感を持った対応ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）町長述べられたとおり、今までも補助金等対応していただいたことについては、感謝を申し上げます。農家もこのことについては大変心配しておりますので、政府の決定を待たず、町長、支援はしていくと、はっきり農家の方にお話しできれば非常に農家の方も安心すると思いますので、ぜひお願いしたいと思っております。

政府の対策がどのようになるのかはまだ不透明で分かりませんが、交付金を当てにするのもよろしいかと思うのですが、中之条町本当に零細農家が多いので、町としても国からの援助そのまんま流すだけでなく、独自に経営の持続化のための資金、または融資、それらの導入についてもぜひ検討をお願いしたいと思います。

消費税ゼロ%ですと、レジのシステムの改変とかで非常に時間がかかるということで、私もまだ先のことかなと思っておりました。公約の迅速な対応ということで、1%ということで、にわかになんかこれが現実的な問題になってきているなと思っております。そのへんの対策については、今述べたようにしっかりとお考えいただきたいのですが、今何かお考えがありましたら、お考えをお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員おっしゃるように、国からの交付金、これもしっかり財源ですから、私どもとしては考えていただきたいと、国には要望していかなければならないと思いますけれども、私、町長に就任させて以来、コロナ禍ということもございまして、それから物価高騰等がございました。認定農業者の方々と話し合うときに、やはり農家の方が、「町長、悪いけれども、いろいろ機具を買うのが、コロナあるいは物価高騰で高くなってきている」ということから、仕組みを変えまして、1回だったのですけれども、上限を決めてそこまでご利用できるというような制度に改変をさせていただきました。

それとあわせて、やはり中之条町というのは認定農業者のみならず、小さい農家がいっぱいいらっしゃいますので、そういった方々が例えば農機具、あるいは何かそういう機械、器具を買うのに今まで補助がなかったものですから、昨年度創設をさせていただきました。補助金はごく少数で、

ちょっと数字的には農林課長のほうにもしあれなら答えさせますが、そういった小さい農家の方々も農業を嫌にならずに、頑張ってお年寄りとコミュニケーションを取りながら、近所の人たちと、地域を守っていただくと、こういう側面もございます。そういったことから農業を嫌にならず、地域を維持していただく、環境整備をしていただくことも兼ねて、小さい農家への補助金も昨年度創設をさせていただきました。

今年に入りまして農業者の方々とお話しをする機会がございまして、やはりパーセンテージもこの物価高騰があまり激しいものですから、そういったことも少し考えてもらいたいという要望をいただきましたので、私どもといたしましては、町としてできる範囲の補助の拡充等も検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ぜひすばらしい対応をお願いしたいと思います。

続いて、次の項目に移らせていただきます。稲作についてなのですが、町内の農業の基幹作物であります稲作についてお伺いいたします。当町においては、食味計を導入し、おいしい米づくりに取り組み、恵まれた自然環境の下で大きな成果を上げてきました。おいしい米づくりの取組は、単にたくさん作る時代から、よりおいしいブランド米を作る時代へとシフトしている現状にあった政策誘導で、昨年は96人、495検体の食味検査が行われたと伺っております。農家の収穫時期の会話も、以前の何俵取れたかから、食味計のスコアは何点だったという話題に変わってまいりました。

生産農家の直接販売についても、自信を持って臨んでいけるようになったと私は捉えております。実際、昨年からの米不足のとき、求めに応じて今までお店で購入していた知り合いの消費者さんにお分けて、大変おいしいと言われた農家さんも多く、改めて中之条町のお米のおいしさを認識された方も多かったのではと推測しております。

私は、山脈を越えた、ブランドで有名な地域のカントリーエレベーター、そこで荷受け重量、水分含量、夾雑物のチェックのサンプリング検査などで、受入れているところのお米よりも、最終的にブレンドされてこれは流通していくのですが、それよりも100%混じり気のない中之条の無銘柄米のほうが私はおいしいと確信しております。安い一般品としてのお米は価格競争に巻き込まれますが、これへの対抗手段として非常に有効な方策だったと私は思っております。このように、当町の政策は、恵まれた自然環境のもとで大きな成果を上げてきました。今後はどのような方針の下に、稲作についてさらなる振興を図っていくのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）議員ご指摘のように、町では平成23年においしい米づくり研究会を設立させていただき、良質なお米を作る研究会を立ち上げて、水稻栽培の講習会や米コンクールなどを開催し、栽培技術の向上やPR活動を通じて稲作経営の向上を図ってまいりました。

不肖私も農家ですので、その会に入って米づくりの研究をさせていただきました。平成27年には、

中之条町のブランド米「花ゆかり」を商標登録して販売しており、徐々にこの銘柄が町内で浸透しているものと認識をいたしておるところでございます。町民の方でもまだ食したことのない方もいると思いますので、地元スーパーや直売所での販売を引き続き継続していただき、町で作ったおいしいお米を町民の方に食していただけるよう、町ではこの取組を引き続き応援させていただきたいと思っております。

しかしながら、昨今の気候変動によりこれまでの銘柄米の作成が今までどおりでなくなる可能性がございます。そのため、最近の品種で「ゆうだい21」あるいは「にじのきらめき」なども暑さに強いとされている品種を群馬県も交えて研究し、普及していくことも一つの米政策だと考えております。

私も福田議員おっしゃいますように、昔は1反歩何俵取れた、うちは10俵取れたというのが農家の米づくりのステータスだったのですが、今はもうおいしいお米、それと加えて安心なお米、これを求める消費者の方が増えてございます。ですので、中之条町の米は「花ゆかり」、名前を命名したのだとすれば「雪ほたか」、みなかみの「雪月花」という形で、この名前の由来とすれば、やはり清流で育まれたおいしいお米だということを、やはりこれからもPRしながら、できれば中之条町の旅館さん、旅館さんとも話を私もしているのですが、そういうところで食べていただく、食堂で食べていただく、それから直売所等で「花ゆかり」の銘柄のお米をお客さんがお土産でも結構ですし、地元の方々が食べていただける、このようなことをやはりこれからも積極的にPRしていく必要があるのだと思いますので、一生懸命努力していきたいと、このように思っております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）新しい品種を導入したり、またふるさと納税等でも積極的にアピールしていただければと思っております。本当に今は飽食の時代で、みなさん、少量でもおいしいものをいただくというのがトレンドになっております。この線は非常に有効かと思っております。

さて、そこで、このおいしいお米づくりに加えて、さらに中之条町の稲作を積極的に盛り上げていくために、私、1つ提案をさせていただきたいのですが、と申しますのは、その内容は消費者の健康的で安全な食生活を求める流れに沿った農法での、いわゆる有機栽培米作りをこれに加えて、さらなる飛躍を目指すのも1つの方策ではないかと思ひまして、町長の見解をお伺いしたいのですが、この根拠について、ちょっと長くなりますが、町長、得意分野ですので、力を抜いてお聞きいただければと思っております。また、内容について詳細な突っ込みはございませんので、安心してお聞きいただければと思っております。

私、最近感じるのですが、無添加を表に掲げた食品、例えばお菓子だとか、アイスクリームなども含めて、それを見かける機会が割と増えてきたのです。これを実感しております。有機栽培米は、今までは一部のこだわり層が買う高いお米という非常にニッチな市場でありましたが、消費者の意識変化、そして海外からの需要によって、今後の成長の可能性は極めて高いのではないかと私は認

識しております。市場のニーズとして、一般消費者の定期購入やふるさと納税の返礼品として、生産者の顔が見える直販の広がり、また、自治体で子どもたちに安全な給食をとということで、学校給食に地元の無農薬米を全俵買上げて使っている自治体もございます。

有機栽培米を使用している自治体の数なのですが、直近の農林水産省の2023年度の実績で見ますと、全国で127市区町村がこれに取り組んでいるようでございます。特に有名なのが、千葉県のいすみ市なのですが、この千葉県いすみ市についてはまた後ほど時間があれば詳細をお話ししたいと思っておりますが、そのほかにこだわりの外食、高級ホテルのインバウンド向けレストランとか、ビーガン、オーガニック専門のお店、先ほど町長、おいしいお米でお話しになりました高級旅館での差別化食材としての需要、またベビーフードや加工食品や離乳食メーカーが無農薬の米粉を使ったグルテンフリー食材、またオーガニック日本酒の原料としての需要などが見込まれておるようでございます。

特にオーガニックの市場というのは、私たちはまだ日頃そんなにはなじみがないように思えるのですが、世界のオーガニック市場というのは非常に日本よりも進んでいるようでございまして、全農地に占める有機面積の割合等を見てみますと、オーストラリアでは15.6%、EUの平均では10%前後、日本では0.3から0.7%程度と非常に低い水準であること、また市場の規模もアメリカでは約8兆円以上、ドイツでは約2兆円以上のマーケットがあるようです。日本ではまだ2,400億円程度、これでもアジア2位なのだそうです。世界では13位ぐらいということで、先進国における有機栽培米の現状と日本の現状を比較すると、全ての生産規模や市場規模、1人当たりの消費量、全ての面で圧倒的に欧米の主要先進国が先行していて、日本は大きく遅れをとっているのが実情です。ただ、遅れをとっているというのは、今後の成長が期待できる部門であるということの裏返しでございまして、私は必ずこういった動きが日本にも浸透してくると思っております。

農林水産省も2050年までに日本の耕地面積に占める有機農業の割合を25%、100万ヘクタールに拡大するというみどりの食料システム戦略という野心的な目標を掲げております。また、日本のお米の消費量が国内で減少する中で、海外ではジャパニーズライスというブランド力が向上しております。特に欧米やアジアの富裕層の間では、日本産のオーガニックな食材ということは最高級のステータスということなのだそうです。特にオーガニックで作られたものについては、規制の厳しいEUなども輸出できますし、こういった海外への需要も非常に前途があるのではないかと考えております。

先ほども述べましたが、海外の富裕層、特に欧米やアジアのニューリッチ層の方々の食に対する意識というのは、単に高価なものや珍しいものを食べるというかつてのステータスシンボルから、こういった富裕層にとっての方々は、自分の体は最大の資産という観点から、予防医学としての食にこだわった食事を日常的に取り入れて、健康に大変配慮しておるのがトレンドなようでございます。和食を好む大富豪も少なくないと聞いておりますし、またこういった海外移出の可能性も非常

に高いと認識しております。

あともう1つ、欧米で最近非常に言われているのが、地球環境は社会に配慮をしていない食を選択することは品格を失う行為とみなされる傾向、非常に高いレベルのサステナビリティというのがこういう富裕層の方は非常に意識をされているということなので、マーケットとしては大変に私は可能性がある分野ではないかと思っております。

こういったことがございますので、ぜひおいしいお米づくりも長年の時間がかかりました。だから先を見て、こういった安全の有機栽培米の取組についての第一歩として、研究を所管の課を中心にぜひ進めていただきたいと思いますと思っております。これについての町長のお考えをお尋ねしたいと思っております。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）米の有機栽培につきましては、化学肥料や農薬を2年以上しない水田で栽培し、農林水産省の有機JAS認定を受ける必要があります。また、一般的には除草や病害虫管理のリスクの高さや収穫量の減収から、価格が割高になる等の課題も多く、今後他市町村の取組等を踏まえ研究が必要であるというふうに理解をいたしております。有機農法では、栽培は既に近隣町村でも取り組みながら始まっているようであり、必要な情報を取り入れながら、提供もできるように取り組んでまいりたいと思っております。

議員も有機栽培に取り組まれているようでありますが、町内のほかの地区でも同様な取組をされている方がいらっしゃるようですので、こういった方の栽培も注視しながら、普及が可能であるかどうか、調査研究をしていきたいと考えております。

高山なんかは今オーガニックの農業に手をつけようという動きもございます。群馬県内でも幾つかの自治体の首長さんとお話をする機会がありますと、やはりそういったほうに足を向けていくという自治体もございます。これは、私が20代の頃だったのですが、板倉のほうに野菜の勉強に行ったときに、キュウリのハウス栽培をしていました。あのときぼかし堆肥というのがはやった頃、今ぼかし堆肥なんていうのはもうないかもしれませんけれども、これは恐らく有機栽培の先駆けのような取組であったのではないかなと。これが板倉町でハウスを見学させていただいたときに、そういったことでやはり安心なキュウ리를消費者の方にお届けしよう、有機栽培によっておいしいキュウリを作ろうという先駆けの取組だったのではないかなと、こんなふうに思っております。

加えまして、日本の農薬基準というのは、世界から比べると非常に厳しい農薬基準があるというふうに私は理解いたしております。欧米から比べますと、やはり入ってくるものも防ぎますけれども、中で栽培する農薬、それから減農薬、無農薬、いろんな方法があると思うのです。これ今農家に取り組んでおりますのが、やはり物価高騰で農薬も上がってきているというのもありますけれども、安心な食材を消費者の方に提供しようということから、恐らく無農薬あるいは減農薬、低農薬、そういったことに踏み込んでいっているのだらうと思います。これは、これから進んでいく上にお

きますと、やはり遺伝子組換えとか、いろんなものがありますけれども、子どもたち、これから生まれてくる子どもたちに対しましても、我々がやはり安心な、そしておいしい地域の食を食していただく。そういったことは、地方自治体、食べることは基本ですから、こういうことに我々が目を向けてしっかり考えて情報収集をしたり、取り組めることは取り組んでいくということは大きな課題であるというふうに認識いたしておりますので、ぜひまた福田議員からもいろんな情報提供ございましたら教えていただければ、私どもも積極的に取り組む、そういった考え方でおりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ここで、千葉県のいすみ市の事例を紹介させていただきたいと思います。

千葉県のいすみ市なのですが、2015年から地元産の有機米を段階的に給食に導入し始めまして、2017年10月には市内の全ての公立小中学校全13校の給食米は100%地元産の有機米に切り替えた市でございます。ここの太田洋という市長が2013年から市長の肝いりで、埼玉県からサーフィンをしたくていすみ市に移住してきた農業の未経験の鮫田晋という、いすみ市の農林課の主査を有機栽培の取組に当たらせまして、これで5年後には2,500人分の児童生徒を賄える42トンの生産を達成し、直近では年間140トンものコシヒカリの生産量に達しているそうです。それで、日本航空は国内線のファーストクラスの機内食にいすみ市の有機栽培米を取り入れているのです。

確かに有機栽培米というのは非常に難しいところもありますし、農薬等を使わないので、病害虫という、それによる被害のリスクもございます。反収をちょっと調べましたら、10アール当たり平均値として400から420キロ前後のようでございます。ただ、反収が少なくても高く売ればいいことなので、それはさほど気にすることはないと思うのですが、そしてさらに、ここでこんなメリットが発生したのだそうです。

これは、教育長にちょっとお話ししたいのですが、いすみ市で学校給食の主食を100%地元産の有機米に切り替えましたところ、主食の御飯の残渣率、これが当初18.1%から10%に下がったということです。やはりこのへんが有機栽培米が安全な面に限らず、おいしさの面でもある意味そちらの面もカバーしているのではないかなと思っております。こういった事例もございますので、他町村の動向なんていうのんきなことを言っていないで、もうここで取組のきっかけづくりを始めて、ぜひやっていただきたいと思っております。町長、どうです。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）非常にいいご提案だと思いますけれども、ここの2、3年の気候変動、こういったことを考えますと、有機栽培米に恐らく行かれる農家の方はやっぱり慎重にならざるを得ない。と申しますのは、暑さに加えて、カメムシの大発生ということで、農家の方々の米の品質低下と収量の減収ということになりますと、どうしても無農薬というわけには、カメムシ対策はできないものですから、それに加えて令和の米騒動が物価高騰に追い打ちをかけた。いろんなこの2、3年

が気候変動をはじめとする病虫害、これがありますので、米農家の方々は非常にここ2、3年、農薬に関しても農機具に対しても投資も多いのですが、収量が非常に落ちてしまって、品質低下、食味の低下が暑さによって落ちるということで、ここ2、3年農家の方々、私も農家ですけども、本当に苦労されています。

ですので、有機栽培に進むという方法もやはり検討しなければなりませんけれども、今の現状のこの地球環境の変動に加えて病虫害、こういったこともしっかりと考えていかないと、農家の方々がこれから先行きお米を作るのができなくなってしまうということも懸念されますので、このようなところはいろんな情報を取り入れながら前に進めという話もございます。進めるべきものもありますけれども、やはりそういった農家を、小さい農家でもおじいちゃん、おばあちゃん、一生懸命作っている農家の収量も品質も守ってやれるようなご支援もしていかなければならない。こういったことも考えながら、米づくりについては進めていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）昨年、普及所にお尋ねしましたら、普及所でも有機栽培について取り組んでいくようになったということを伺っております。町長、お米づくり実践されているので、非常に詳しいのですが、これは私の個人の思い込みなのですが、農薬を使いますとカメムシの天敵、それも一緒にいなくなってしまうのです。非常に肥料等を与えますと、人間と同じで栄養がよくなり過ぎると、病気が出やすくなる印象を、私は昨年なんかも一部の方、近辺でいもち病出た方もいらっしゃるのですが、たまたま私のところは出なかったのですが、また植栽の密度を変えるだとか、そういったテクニック等もございますので、ぜひリスクはあるのですが、それを含めて、将来を目指して研究をされるのもよろしいかと思ってご提案しているので、ぜひそのへんをご理解いただいて政策に取り組んでいただければと思って提言した次第でございます。改めてどうでしょうね。

先ほどちょっと反収が若干低いようなあれでしたが、何度も言いますが、それに見合った価格で売ればよろしいので、本当にほかが取り組んで、もう全国で100幾つの自治体に取り組んでいるので、もう少数ではないかもしれないのですが、ほかがやっていないことを取り組むというのも、10年先、その先の中之条町の農業のために非常になるかと思っております。改めて町長の考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）いろいろご提案をいただきましてありがとうございます。農業も昔、瑞穂の国ということで、日本が成り立ったときからだんだん、だんだん米づくりを始めたのでしょうけれども、ここ数年、今おっしゃいましたように、反収から食味を重視する消費者の方、あわせて安心安全なお米を食べたいということと、やっぱり地元のお米を食べたいといういろんな消費者のニーズもございます。加えて、先ほど申し上げましたように、くどくなりますけれども、気候変動によりまして非常に稲作も、北海道では稲作ができなかったものが、今北海道の食味がいいというような時代

になってきました。これはやっぱり地球全体の環境が変わってきているのだらうと。ということになりますと、やはり農業もその時代に合わせて進化していくとか、変化していくとか、変えていく必要があると、こんなふうに思っております。ですので、そういう時代において、今の福田議員のご提案もやっぱりしっかりと情報の中で我々も収集をして、進めるものはやっぱり進めていければと、こんなふうに思っております。農業もやっぱりこれから変化する時代についていかなければならない。この気候変動に太刀打ちをしていかなければならないという時代になっていますので、農家のやっぱり技術もそれなりに向上を進めるような、そういったことも農政事務所等へもお願いをしたりして前へ進める、そういった考え方はこれからも持っていきたいと、このように考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）確かに季候も昔と変わってきております。ただ、幸いなことに市城も含めまして、吾妻、中之条は河川の流域に水田が多くて、関東平野のど真ん中のような場所と違いまして、夜にはそれなりの川風等が吹いて、それが原因して川沿いの市城だとか、岩井だとか、そういったところのお米がおいしいのではないかななんて私は勝手に想像しているのですが、そういった地理的なメリットもございます。ぜひこの件については、外丸町長を除いたらほかにかじを取ってくれる町長はいないかもしれないので、強く要望させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、次の林業についてお尋ねいたします。中之条町は、町内の森林資源の活用に向けて大きく取り組んでまいりました。林業振興の観点からはどのような成果を上げてこられたのか伺うとともに、今後はどのような方針をもって取り組んでいくのかについてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）林業についてのお尋ねをいただきました。林業振興に対する成果といたしましては、まず森林経営管理制度によるものがございます。令和3年度より進めているこの制度により、山田地区や岩本地区の約58ヘクタールにおきまして森林伐採が行われ、再造林が実施をされました。

次に、平成30年度よりぐんま緑の県民基金事業として、冬季の凍結要因となるような道路脇の山林伐採を実施をさせていただき、令和7年度からは町単の放置山林環境整備事業として、森林環境譲与税を活用し、伐採を進めさせていただいております。これまで西中之条古垣内地内や沢渡温泉入り口、横尾の栃瀬地区などで森林、竹林の伐採を進めさせていただきました。直近ですと、折田地区の中折田と下折田の河岸段丘にある山林の皆伐を行いました。

さらには、町内の森林整備促進と旧沢田小学校の跡地利用を目的として、木質バイオマスの製造所として、中之条町木材活用センターを整備させていただきました。こちらは、株式会社ユハラ様に指定管理をお願いしておりますが、原木購入量の実績が令和5年の2,320立米が、令和7年には3,550立米へと着実に増加してきており、これに比例しチップ製造も令和5年の1,200立米から1,300立米と生産量が増加しております。

一方、令和元年度から開催しております木の駅プロジェクトでは、木材活用センター整備前は町が林家の方から買い受ける形で実施しておりましたが、整備後はセンター内に林家の方が直接持ち込み、ユハラ様に買い取っていただく方法に改正させていただいております。令和元年度には会員数が10名で42立米の出荷がありましたが、令和4年度には会員数が17名に増えたものの18立米に減少しております。これは、林家さんの所有地における適地伐採が終了したものと町では受け止めております。引き続き木の駅プロジェクトの広報活動は続け自伐林家の活性化も検討してまいりたいと考えております。

旧沢田小学校校舎を利用したソフト事業も、令和7年度の実績で林業体験を行う森の学校が56人、林業の担い手確保対策として始めたチェーンソー講習会が延べ78人、刈払い機講習会も50人の参加をいただいております。さらに木工を広めるための木工機械教室が12名、県と共同で開催した夏休みの親と子の木工広場29組81名、レンタル工房の利用が17名と、着実に利用が増えてございます。

今後は、担い手確保対策として、林業体験を特に都市部の人に向け実施し、町内の山林整備に携わっていただいたり、チェーンソー講習会などへの参加を促したりしてまいりたいと考えております。

最後に、林業事業者向けの対策といたしまして、県による造林補助金のかさ増し補助を行い、所有者への収入還元につながることで、より一層の山林整備が進むよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）町長に全体図をお話いただきました。確かに沢田地区のほうへ車を走らせると、山が随分伐採され、更新されているのがつぶさに見られます。こういった事業がなければ、個人ではなかなか対応できないもので、これはこれとして非常にいい成果を上げていると私は思っております。

私はただ、ここで林業で期待していたものの1つに、町長、先ほど紹介がありました木の駅プロジェクト、これが非常に期待をしておりました。というのは、全国的に見ましても、木の駅プロジェクトをきっかけに地域経済との連携という形で積極的に行われている事例を見聞きいたしまして、こういったことをきっかけとして林業の入り口として入っていけばいいなんて思って期待しておったのですが、先ほど町長の紹介にありましたように、木の駅プロジェクトは減少をしているということで、このへんはちょっと残念だななんて思っております。

町長の言うには、この原因として、利用できる場所の伐採が終わってしまったからではないかということをお話しておいた、お話しいただきましたが、それもあるかもしれませんが、やはり林業としての特質というのがございまして、野菜やお米と違いまして相手が非常に重い重量物であるということで、まだそれとノウハウがないと、全く知らない人がこれをやりますとけがをするか、最悪の場合死亡するようなケースもございまして、若干敷居が高いのですが、こういったところへ

少し導入がいまいちいかなかったのではないかなと、私はここらへんが残念に思っているところでございます。一番考えられるのが、先ほども述べました重量物を扱うというところで、手軽なところではチェーンソーと軽トラックがあればよろしいのですが、それを終えた段階で次のステップに進みますと、ある程度の設備がないと対応できない。それへの橋渡しの施策がなかったのが原因ではないかと私は思っております。そのへんいかがですか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）私も福田議員と林業研究会に参加しているときにあちこち見させていただいて、栃木だったでしょうか、木の駅プロジェクトに似ているような、そういう事業をして運び込んで木を利用しているというような事例も見させていただきました。私も山持ちの農家なものですから、シイタケ原木でシイタケを林産物として栽培したこともございます。

やはり福田議員おっしゃるように、チェーンソーもしっかり使える技術、あるいは指導、それから軽トラも必要、併せて林道の整備がやっぱり必要だと思うのです。山は広うございますけれども、切ったやつをいかに搬出するか。中之条町も林道整備も進めておりますけれども、大きい林道から木の出しがやっぱりうんとかかると思うのです。ウインチが必要だとか、あるいはユンボで簡易林道をつくるとかということになりますと、やはり道路に面したところの恐らく間伐とか、そういうのは除伐とかできると思うのですけれども、やっぱり山深いですから、そういったところの奥から出してくるのに、先ほど言ったように、重いですから、重いものを出してくるのにそういう機械が必要だということに対して、やっぱり林業機械、非常に特殊なものですから、なかなか安くなくて、トラクターとか高いものですから、そういったことの整備はなかなか自伐林家だけではなかなか難しいということもあるのかと思います。そういった福田議員のご指摘も、確かに私もともと林業家ですから、そういうふうには考えております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）当初は何らかの設備についての支援策等もお考えいただけるというようなアナウンスもお伺いしたような気がするのですが、たまたま課長さんがそのときの担当であったような気がするので、そのへんはどうなったかについてちょっとお話をいただけますか。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（唐澤敏之）福田議員お問合せの案件については、一般的には自伐林家の方へのハード面の支援ということだと認識しておりますけれども、我々も最初のへんで富山県の自治体の例を参考にバックホーですとか、ミニユンボ、それから運材車等の購入というのが予算化されている自治体があるということで参考にさせていただこうと思って、一応予算には計上させていただいたのですが、お知らせのほうが不十分だったこと、あるいはあまり使う方がそこまでいなかったということ、あと町単独としてもワイヤーですとかウインチですとか、そういったものも貸し出すようにはしてあるのですけれども、そちらもお知らせ不足の点もありますけれども、なかなか使ってい

ただける方がないという実績を踏まえて、今のところはそんなに需要がないのではないかという判断をしたところでございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）木の駅プロジェクトをきっかけに、自伐林業家の育成につながっていったらよかったかなあと、しみじみ私は思っておるのですが、改めてノウハウにはついては確かに今もうやっ
ていただいているのですか、昔は周りに結構先輩の方がいらして、チェーンソーの使い方から木の
出し方から、いろいろ木の見方とかも教えていただいたのですが、今はそういう方が、私も実は町
長のおやじさんからチェーンソーの使い方は直に教えたものなののですが、そういったチ
ャンスも減ってきておりますが、資源としては非常にあるわけで、私が思うには伐採現場を見ます
と、あれだけの何千万もするような機械を投入して、それで山から取ってきてそれを販売して、そ
れでもペイをします。それで採算が合う。それを自伐林家さんが、多少の設備を、最低限の設備で
やっても私は必ずペイします。また、そういったユーチューブやっている方の実践例のユーチュ
ーブもアップされていますので、私はみなさんちょっと取っかかりがないというか、なかなかそのき
っかけというのが木の駅プロジェクトからそこでもう少しのところで頓挫してしまったのかなと
思っております。

改めてこのへんを林業研究会は終わってしまったのですけれども、何とか立ち上げていただか
ないと、もう本当に後は業者さんだとか、結構中之条町業者さんが入っているところもありますし、
組合さんでやっているところもございますが、それだけになってしまうような気がします。ぜひ改
めて自伐林家の育成について力を入れていただきたいと私は思っております。町長のお考えを改め
てお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）中之条町87%が山林でありますので、吾妻郡は全体的にそういう町村が多いよ
うであります。この木材活用センターも含めて、なぜ前町長さんがこの木材について事業を始めよう
という思いを持ったのかというのを、私、林業家としても思いますと、やはりこれだけの森林が普
通なら杉林なのですから、林にならずに杉やぶになってしまうと。どうしても竹林ではなくて
竹やぶになってしまう。それだけ林業をする林家さんも減ってきた、高齢化が進んできた、あるい
は経費がかかる。そういったものがどんどん、どんどん重なってきたものですから、やっぱり中
之条町の山林が荒れてきたという要因があると思うのです。山がありますとどういうことかという
と、私が言うまでもなく災害が起きますから、やはりある程度の周期で山を切って、再生して、それ
を活用していく、これは昔の先祖伝来の山を維持してきた方々の知恵だと思うのです。

ここへ来て昭和から平成、令和になりますけれども、どうしても山に手が入らなくなってきた。
これはもう人口減少、高齢化、それから林家の不足、これが第一の原因であります。それに加えて、
やはり林業にかかる経費がかかるということでありますので、国のほうも今お話ありました、県の

ほうも緑の県民基金だとか譲与税ありますので、そういったことも含めて、もう一度いただいた森林環境譲与税等も含めて、自伐林家に対してどのような方策で、やはりせっかく中之条町もそういう方向に進んだのですから、あとは林家さんをどのように育てていくか、こういうことについてしっかりと研究をしていきたいと、このように思っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）残りの時間が5分になってしまったので、もう少しお話をしたかったのですが、ちょっと要点だけでもお伝えしたいと思っております。

今の林業政策の中で落ちている部分が私はあると思っております。それは、広葉樹の活用についてのことでございます。先ほどいろいろ述べた、町長さんが紹介いただいた事業は全て針葉樹が対応でございます。町内には里山に存在するのは広葉樹が非常に多いです。この広葉樹の活用に向けた取組についてぜひご検討いただきたいと。私が以前に所属した常任委員会でも、近隣の自治体に視察に行きまして、それなりに取り組んでいるところもございました。町長も広葉樹の活用に向けては少し遅れをとっているのではないかと思いますのですが、町長、そのへんどうお考えですか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）この広葉樹、東北の原発事故の前は中之条町も含めて群馬県の広葉樹の活用があったのです。福田議員もご承知だと思えるのですけれども、あの原発事故によって風向きが悪かったものですから、群馬県の広葉樹、しかも林産物ですからシイタケの原木は移動禁止だということが今でもまだ続いております。ですので、中之条町のシイタケ農家さんが、おがくずのシイタケに転換していったと。それがやはり原木シイタケがどんどん、どんどん減っていったと。それから、群馬県はまだ原木の流通ができない状況にあると思いますので、それを炭に焼こう、あるいは薪にしようといっても、やっぱりセシウムの問題とかいろいろありますので、そういった規制がまだ、原発事故の影響が非常に群馬県にはあるものだと思います。

ですので、広葉樹の活用のほうにもなかなか進んでいけないのかなと、こんなふうに思いますので、そういった原因もやっぱり解決できる時期が来るのだらうと思いますけれども、今現状はまだ原発事故というのが非常に影響が残っているのかなと、こんなふうに思います。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）確かにあれが悪かったですね。そして、もう15年たちますか。その間に原木の生産をした農家が、シイタケ農家さんいなくなっちゃったんだよね。本当に困ったことを東電はしてくれたなと思っております。

ただ、広葉樹としてはそういった放射能、食品以外でも活用先はあると思います。ちょっといろいろお話ししようと思ったのですが、もう時間がないので、ぜひ広葉樹の活用に向けた取組についてもしっかりと取り組んでいていただきたいと思うので、町長の決意をここで最後にお尋ねしたいと思っております。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）本当に針葉樹ばかりではなくて、広葉樹も切って、私もシイタケ部分林に加入をしていますので、やはり営林署から借りて60年周期で貸していただくということで広葉樹植えて、そうすると3回切れると。一発目は植えて、その後20年たったら切って、萌芽で、広葉樹も回転がいいものですから、そういう活動も私もさせていただきました。原発がとにかく駄目だったのですけれども。ぜひこれからも原発の影響がどういうふうになるか分かりませんが、そういう状況を注視しながら、やはり中之条町にある広葉樹というのも、例えば薪だとか、今キャンプはやりですから、そういった薪、あるいは炭焼きの方はちょっと減ってしまいましたけれども、どういう利用ができるかというものも、広葉樹でも例えば机だとか、そういう利用できるものもありますので、そういったことも1つは研究していきたいと、このように思っています。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）有機栽培も含めてぜひ対応を取っていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（安原賢一）福田弘明さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時20分とします。

（休憩 自午前11時10分 至午前11時19分）

○議長（安原賢一）再開します。

_____ ○ _____

○議長（安原賢一）次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、ご登壇願います。

5番、山田さん

○5番（山田みどり）それでは、通告に従いまして、6月議会一般質問を行います。

昨年の中之条町の出生数が僅か1クラスを形成できるほどの人数ということで、非常に少なくなっています。全国では出生数は2025年に約67万人、合計特殊出生率は1.14まで低下し、我が国の少子化はかつていない深刻な局面を迎えています。国や自治体が総力を挙げて対策を進めていますが、その背景には子どもを産み育てにくい社会構造があると指摘されています。子どもは地域の未来を担う存在であり、全ての子どもが幸せに育つ環境を整えることは自治体の重要な責務です。

本質問では、5項目にわたって町の子どもたちの権利を守るという視点を主眼に、今後どのように町の子どもたちの環境を整えていくか、質問をさせていただきます。

まず最初に、教職員の休憩時間について質問させていただきます。12月の一般質問の答弁で、休憩時間について45分をまとめて取ることはできないため、休憩時間を20分と25分として分散して取っているという状況ですが、休憩時間は学校のどの時程に取っているのか質問をいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）山田みどり議員のご質問にお答えします。

教職員の休憩時間につきましては、各学校において勤務の実態や校時表を踏まえ設定しております。例えば中之条小学校におきましては、担任を受け持つ教員については、5校時前の遊びの時間内の13時25分から13時40分までの15分間と、下校時間を過ぎた16時から16時30分までの30分間を合わせ45分の休憩事件時間が設定されております。また、担任外の教職員につきましては、給食の時間内の12時35分から13時までの25分間と、下校時間を過ぎた15時40分から16時までの20分間を合わせ、45分の休憩時間が設定されております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）分散した休憩を今こういった時程の中で取っているという答弁をいただきましたけれども、実質はこの分散した休憩の時間であっても、しっかりと取れている現状にないのではないのでしょうか。休憩時間というのは、心身を休めるためにあるわけですが、十分な休憩が取れていなければ、健康面だけでなく、教育の質にまで影響を及ぼす可能性もあります。教員という職業柄、職員室にいれば授業準備、事務作業、提出物の確認、そのほか児童生徒が来ればその対応に追われると。授業の合間の時間も様々な業務に追われている。これが休憩ですという明確な線引きというのが特にありません。休憩を取るくらいであれば、早く仕事を終わらせて帰りたいというのが教員の本音だと思います。

労働基準法第34条では、休憩時間は使用者が労働者に対して必ず付与しなければならないと定められており、学校においては、校長及び教育委員会がその責務を負っています。もし休憩が付与されていない状況が常態化しているのであれば、本来は回復措置、つまり休憩を取り直すための調整や勤務時間の見直しなど、何らかの対応が必要になると思います。

そこで伺います。本町の小中学校において教職員が休憩を取得できなかった場合、校長または教育委員会としてどのような回復措置を講じているのか、具体的な運用の状況をお示してください。

○議長（安原賢一）教育長。

○教育長（山口暁夫）学校現場におきましては、児童生徒が在校している時間帯において、教職員は常に子どもたちの安全確保や生活指導、相談対応などに関わっており、実際には十分に休憩を取ることが難しい状況があるものと認識しております。

また、学校には一般事業所のような専用の休憩スペースが十分整備されているわけではなく、多くの教職員が職員室の自席で休憩を取っている実態があります。そのため、休憩時間中においても自発的に授業準備や教材研究、各事務作業を行っているケースが少なくないと承知しております。

教育委員会としましては、教職員が心身ともに健康な状態で子どもたちと向き合うことが教育の質の向上に直結する重要な課題であると考えております。このため、各学校に対しましては、校務の効率化や事業分担の見直し、会議時間の縮減など、働き方改革の取組を進める中で、少しでも休

休憩時間を確保できる環境づくりに努めるよう働きかけております。

また、学校現場では、緊急、突発的な事案の対応などにより、予定していた時間に休憩をとることができない場合もあります。労働基準法では、休憩時間を勤務時間の途中に与えることが義務づけられております。このことから、予定していた時間に休憩を取得できない場合には、管理職の指示の下、法令の趣旨を踏まえた運用に努めております。

今後におきましても校長会等と連携しながら教職員の勤務実態を丁寧に把握し、より働きやすい学校環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）休憩が確保できていない場合の回復措置ということで、制度として付与するという義務があり、その努力をされているということは非常に分かりました。しかしながら、やっぱり現状、そういうふうにはきちんと取れているかどうかというのは、教職員の裁量というか、その状況によって変わらなう思うのです。現状を正確にやっぱり把握してなければ、適切な改善策というのも講じることはできません。

そこで伺います。教職員が実際に休憩をどの程度取得できているのか、また取得できていない理由は何なのか。これを把握するために、前回もですけれども、町として教職員に対してアンケート調査を実施する考えはないでしょうか。教職員自身の実感、データのなものではなくて、実感として教職員がしっかり休憩取れているか取れていないかという実感を把握するためにも、働き方改革を進める上でも、これは不可欠であると考えますが、教育長の見解を伺います。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）先ほどの答弁にございましたとおり、教職員の休憩時間の確保につきましては、教職員の健康保持及び働き方改革の観点から重要な課題であると認識しております。議員ご指摘のとおり、学校現場におきましては児童生徒への対応や安全管理、授業準備等により、設定された休憩時間中であっても十分に休憩をとることが難しい状況があるものと考えております。

現在、教育委員会では時間外在校等時間の確認などを通じ、教職員の勤務状況の把握に努めております。その上で、休憩時間の取得状況につきましても、現場の実態をより丁寧に把握することが重要であると考えておりますので、今後、学校現場の負担にも配慮しながら、どのような方法が適切であるか、研究してまいりたいというふうに思います。

なお、単に調査を行うだけではなく、校務の効率化や業務分担の見直しなど、教職員が実際に休憩を取りやすい環境づくりにつなげていくことが重要であると考えておりますので、引き続き学校と連携しながら働き方改革を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）教育委員会として現場の実態を丁寧に把握するという事は非常に大事で、アンケートの実施が私は必要だと思います。上がってくるデータでは、教職員の実感がどうであるかということが分かりません。そのためにも、重要なのはやっぱりアンケートはしっかり取って、その状況をしっかり確認するということが必要だと思います。

アンケートといっても紙でなくて、学校の使用しているシステムですとか、手段は幾らでもあります。それほど難しいことでもありませんし、あと夏休みの期間を使って実施をすれば、多忙な先生であっても、その時間を使って全体の把握をすることができると思います。

改めてですが、アンケート実施について、ぜひ検討いただけないでしょうか。教育長、お願いします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）アンケートにつきましては、また学校長等と相談しながら考えていきたいとは思いますが、あくまでも単にアンケートを取って、これだけのことがあるからというようなことと、もう1つ大事なことは、学校現場は常に流れておりますので、この日は休憩時間は取れたけれども次の日に取れなかったとか、そういうふう現場の状況というのは流れておりますので、そのへんところは十分に学校とも連携を取っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）提供いただいた業務量管理、健康確保措置実施計画の資料には、時間外の在校時間の状況が示されておりました。小学校では月45時間を上回る教職員の割合が6.2%なのに対して、中学校では42.3%と大きく上回っています。この数字からも、中学校では業務量が非常に多く、教職員の負担が大きいことが明らかです。こうした業務量の多さが休憩時間を取りづらくしているのではないのでしょうか。もし、休憩が十分に取れない状況が常態化しているのであれば、それは構造上の問題であり、教員の努力や裁量に責任を押しつけているのではないかと考えます。

実施計画の目標には、教職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動の取組、働きがいを実感できることを目指すと明記されています。この目標を達成するために必要なのは教職員が心身にゆとりを持って働ける環境であり、そのために適切な人員配置が不可欠であると考えます。

そこで伺います。現在の教職員の配置基準について、町としてどのように評価しているか、国に対して配置基準の見直しを要望すべきではないか、今現状の配置基準についてをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）教職員の配置につきましては、教育現場からの長きにわたる強い要望により、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校では全学年

で35人学級が実現し、中学校でも令和10年度に全学年で35人学級となる予定です。なお、学級数に応じて教職員の定数が決められております。これは、全国的な同一の状況でございます。群馬県では、法律の改正以前から、学校ニューノーマル GUNMA CLASS プロジェクトとして、小学校1、2年生は1学級30人以下、小学校3年生から中学校3年までは35人学級となるような少人数学級編制が県独自に実現されてきました。

さらに現在では、群馬県教育ビジョンの実現に向けた各種特配教員の配置がなされるなど、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育環境の充実が図られております。特配教員につきましては、学校、教育委員会の要望により、例えば小学校において外国語教育を推進し、児童の英語能力の向上を図り、質の高い英語教育を行うことを目的とした小学校英語専科特配教員や、学習指導や生徒指導、進路指導において特別な配慮が必要である児童生徒が学校生活を円滑に営めるよう指導を行うことを目的とした児童生徒支援等特配教員など、本町では様々な特配教員を県から配置していただいているところであります。そして、きめ細かな指導や支援に努めているところであります。

教育委員会といたしましては、学級編制基準の改善や特配措置の充実、教職員の負担軽減と教育の質の向上の両面において大変重要であると考えております。そのため、引き続き学校現場の状況把握に努めるとともに、国や県の施策を最大限活用しながら、必要に応じて教職員配置や人的支援の充実について要望を行い、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）群馬では、そういった配置基準の、これは群馬モデルということで特別にそういった配置の基準になっているというところですけども、本町でも様々な特配を受けているという答弁でした。

業務量の多さから教員は休憩を取れない現状にあります。教育委員会、学校現場としても十分努力していますし、群馬でのこういった特配のこともあるのですけれども、それでもやっぱり休憩が十分取れていない現状があるということは、やはり教職員というのは勤務時間に業務を終わらせるために、休憩時間があってもその時間に仕事を充てざるを得ない、そういう現場の状況だと思います。

現場でどんなに努力や改善を図ろうとしても、先ほど申し上げたように構造的な問題であって、これはこのまま常態化していけば労働基準法違反の状態であると、ゆゆしき問題であるというふうに思います。これをしっかりとやっぱり変えるべき。地方から声を上げていくことが必要なのではないかというふうに考えます。これは町だけではなくて、本当に全国的な教職員のそういった勤務実態だということなのです。国会でもこれは取り上げられて、委員会の中でも取り上げておられて、文科省のほうでもこれは非常に大変な問題だということで答弁しています。

こういう状況ですから、ぜひ教育現場を知っている教育長ですから、実態をしっかりとつなげていただく責務があると思います。教職員にゆとりが生まれ、生き生きと働くことができれば、子どもたちの教育環境も大きく変わると思います。教育長におかれましては、教育長会議ですとか、必要なところで現場の状況をぜひともお繋げいただくことを強く要望いたします。よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。支援員の配置について質問をしていきます。5歳児を対象に就学前健診は子どもの心身の状態を確認するために行われ、その結果を受けて保護者と学校に必要な情報を共有し、児童に適切なサポートをつなげることを目的としています。就学後に保護者の意向を確認しながら支援を行っていますけれども、支援の必要な児童生徒は増加傾向にあると言われています。支援体制が必要とされている中、当町では教員を支援する支援員の配置を行っています。支援員の配置についての今現状をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）現在本町では、児童生徒一人ひとりの状況や学校現場の課題に応じたきめ細かな支援を行うため、町費による各種支援員を配置しております。例えば中之条小学校におきましては、特別支援学級に特別支援教育支援員を配置し、児童に応じた学習支援や生活支援を行っております。

また、通常学級において離席傾向が見られるなどの個別の対応が必要となる児童に対し、生活指導支援員を配置し、落ち着いて学習に取り組める環境づくりに努めております。さらに養護補助支援員を配置することで、養護教諭の業務負担軽減を図るとともに、児童へのきめ細かな健康観察や相談対応につなげております。不登校傾向や学校生活への不安を抱える児童に対しては、心の相談員が寄り添いながら、安心して過ごせる居場所づくりや相談支援を行っております。加えて、スクールバスの乗降時の見守りや、図書館環境の整備を担う支援員を配置し、児童の安全確保と読書環境の充実にも取り組んでおります。

こうした支援により、児童一人ひとりの困り感に早期に対応できる場面が増え、学習面、生活面の安定につながっているものと認識しております。また、教職員が児童と向き合う時間の確保にも一定の効果が現れております。

一方で、支援を必要とする児童生徒の状況は年々多様化しており、学校現場からは、より専門的かつ継続的な支援を求める声も上がっております。教育委員会といたしましては、今後も学校現場の実態を丁寧に把握しながら、必要な人的配置や支援体制の充実に努め、全ての児童生徒が安心して学び成長できる教育環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）中之条町では非常にたくさんの支援員を配置していただいてサポートしていた

だいているというのは十分承知しています。以前の質問でもそのようなご答弁をいただきました。

しかしながら、今、ちょっと保護者の方からいろいろ声をいただきまして、特別支援教室では子ども一人ひとりの特性に応じた丁寧な支援が求められています。子どもの視点に立って、その子が安心して学べる環境を整えることが何より重要なのですけれども、しかし、保護者からは支援員が足りておらず、子どもの困り感を十分受け止めていないのではないかと不安を抱えているという声が寄せられております。

そこで伺います。本町の特別支援教室において、子どもの特性に応じた支援、子どもの声がきちんと聞かれているのか、そういった声が、きちんとサポート等が十分行われているか、お伺いします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）子ども一人ひとりの思いや困り感を丁寧に受け止め、その声を支援につなげていくことが大変重要であると認識しております。各学校におきましては、担任をはじめ養護教諭、心の相談員、特別教育支援員などが日常的に子どもと関わる中で、声かけや面談、生活ノート、保護者との連携などを通じ、子どもの思いや状況の把握に努めております。特に不安や悩みを抱える児童につきましては、安心して話ができる環境づくりを大切にしながら、本人の気持ちを尊重した支援を行っております。

また、学校生活においては、子ども自身がどうしたいのか、何に困っているかを確認しながら、支援の方法や関わり方を工夫しているところであります。例えば教室で過ごす時間の調整や別室での対応、学習方法の工夫など、それぞれの状況に応じた柔軟な支援につなげております。

一方、子どもの中には自分の思いを言葉で表現することが難しい場合もあることから、表情や行動の変化、小さなサインを見逃さないよう、教職員と支援員が情報共有を図りながら対応しております。

今後も子どもの声をしっかり受け止め、子どもを中心に据えた支援となるよう学校と教育委員会が連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）この支援員に就かれている方は、教員をされていた経験者であったりだとか、有識者という方が支援をされていて、そういった子どもの声に、きちんと声を聞くようにそういったサインを見逃さないようにということで、情報共有を図りながら対応しているということですが、今の支援員の現状で配置としては十分であるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）支援員の配置につきましては、各学校の児童生徒の状況や学級の実態を踏まえ

ながら、必要な人的支援の確保に努めているところであります。現在本町では、様々な支援員の配置により、学習面、生活面の両面から支援体制の充実を図っており、児童生徒へのきめ細かな対応や教職員の負担軽減に一定の効果が現れているものと認識しております。

一方で、近年は特別な配慮を必要とする児童生徒の増加や不登校傾向、心理的不安を抱える子どもへの対応など、学校現場が抱える課題は多様化、複雑化しております。教育委員会といたしましては、支援員の配置が十分であるかどうかにつきましては一律に判断するのではなく、各学校の実態や児童生徒の状況を継続的に把握し、その時々に必要な支援体制を検討していくことが重要であると考えております。

今後も限られた財源や人材確保の状況を踏まえつつ、学校現場の声を丁寧に聞きながら、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、必要な支援員配置の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）支援員の現状の配置ということで今ご答弁いただきましたけれども、子どもだけではなくて、やっぱり保護者も非常にそういう特性を持ったお子さんを持っていて、子育ての中で非常に不安な状況だったりとか、こういった気持ちをやっぱり話す人がいなかったりとか、相談できる体制がなかったり、保護者含めて、子どもも含めてですけれどもやっぱり相談体制がきちんと充実していることが非常に大事なかなというふうに思います。ふだんの授業と専科、ほかの授業とかになると先生が変わったりとかということで、その支援のサポートが変わったりとかということで、少し不安を感じる子どもさんもいらっしゃるようなのです。そういったことをきちんと子どもの状況を把握しながら、もちろんその体制をきちんとしていただくとともに、保護者からの相談もきちんと受け入れて、相談体制をしっかりしていただくということも大事なかなというふうに思いますので、あわせていつていただきたいと思います。

保護者からは、まず子どもの特性を理解し、子どもの声にもっと耳を傾けてほしいという声が寄せられています。日頃から子どもと接している教員や支援員は信頼関係を築き、子どもの様子を最もよく把握している存在であり、本来であれば一番相談しやすい立場にあります。しかし、教員に十分な余裕がなければ丁寧な対応が難しくなるのが現状です。必要な支援が行き届いているか、子どもの困り感に適切に対応できているか、判断する上で最も重要なのは子ども自身の意見だと考えます。子どもがどのように感じ、どの場面で困っているか、その声を丁寧に受け止めていただくことを強く要望いたします。

次に、子どもの居場所づくりについて質問をさせていただきます。放課後の子どもの過ごし方は、社会情勢の変化に伴い大きく変わってきています。両親が就業している家庭では、学童クラブや祖父母宅、習い事など子どもが過ごす場所は多様化しています。また、コロナ禍以降は外遊びよりも室内で過ごす傾向が強まり、子どもが安全に過ごせる場所が十分に確保されていないという声も保

護者から寄せられています。子どもの居場所を考える上で大切なのは、大人の都合ではなく、子どもの主体性を尊重することだと考えます。

こども家庭庁が掲げる、こどもまんなかの理念にもあるように、全ての子どもの幸福を追求するためには、子ども自身がどのように過ごしたいかを選択できる環境づくりが必要です。

そこで伺います。本町として、放課後に子どもが安心して過ごせる居場所づくりについてどのように考えているか。また、子どもの主体性を尊重した居場所づくりに向けてどのような取組を進めていくのか答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹） それでは、山田みどり議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在実施をしておりますこどもの居場所づくりにつきまして状況をご報告をいたします。学童保育所として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後児童の健全育成と安全確保のための遊び場及び生活の場を提供しております。現在、町内に学童保育所が3か所あります。内訳は、民間2か所、公営1か所であります。

放課後子ども教室事業では、中之町小学校において1年生から3年生を対象に、放課後等に小学校の余裕教室を利用して、地域の方々にサポーターとして参加をしていただき、子どもたちの体験活動や地域住民の交流活動を行っております。小学1年生から3年生までの児童の約半数が申込みをしており、居場所づくりの需要が高まってきている状況にあります。放課後ではありませんが、1年生から6年生までを対象に、土曜教室も年間数回実施しております。

また、近藤公園では、こどもの居場所や世代間の交流の場として、世代間交流館ゆびきりを運営しており、さらに県の事業といたしまして、町内の事業所が委託を受け、吾妻東部地区の低所得世帯の小中学生に生活、学習支援の事業を行っております。議員がおっしゃるとおり、こどもの居場所につきましては、年々需要が高まっていることは認識しておりまして、放課後の時間が長くなり、ますます放課後の居場所の必要性が求められているものと思っております。

また、安全性の確保につきましても見守る体制をさらに強化をし、学校から安全に集える場所づくりに取り組んでまいります。

今後も保護者や子どもの意見を聞き、さらに地域住民や学校、現在実施している居場所の関係機関等との連携を深め、多様なニーズに応えることのできる居場所の検討に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一） 5番、山田さん

○5番（山田みどり） 放課後の様々な取組、子どもたちの居場所についてご答弁をいただきました。

こども家庭庁でもこういった放課後の子どもの過ごし方ということで非常に力を入れて支援を進めているところでございますけれども、町でもいろいろ施設があって、例えばSANKAKUですとか、ああいったところも子どもが行って学習、宿題をみんなでやったりだとか、集まれる場である、

共創のスペースとして、非常にやっぱりそういう活用も今後期待したいと思っているところです。

子どもがそういうふうには、様々な自分が選択して遊べたり、安心して過ごせるというのが一番大事だというふうに思っています。やはり働く親御さんたちが非常に多い中で、放課後のやっぱり学童の需要というのがどんどん高まっている傾向にあります。放課後の学童保育に行く子どもたちも増加しているところから、子どもの過ごし方については、子どもが活動に適した設計であること、子どもの移動時の安全、慣れ親しんだ場所での安心感を踏まえ、学校という場所が一番適切であると考えますが、放課後の空き教室を利用して学童を設置できないでしょうか。その場合、設置するにあたっての課題は何かということを教育長にお伺いします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）学校内への学童保育の設置につきましては、子どもたちにとって移動の負担が少なく、安全面でも一定のメリットがあるものと認識しております。一方で、実際に学校施設を活用して運営するにあたっては、幾つかの課題もございます。

まず、施設面の課題として、学童保育として継続的に使用できる専用スペースの確保が挙げられます。学校では、普通教室のほか、特別教室や会議室等についても、授業や学校行事、教育活動で使用しているため、放課後に安定的に利用できる場所を確保する必要があります。児童生徒数の減少により空き教室も生じておりますが、心の相談室や個別指導など、通常学級以外にも利用されております。

次に、安全管理や運営面の課題がございます。学校教育活動と学童保育は目的や運営主体が異なることから、児童の引渡し方法や校内での動線管理、不審者対策、事故発生時の責任体制などを明確にする必要があります。また、長期休業や学校休業日の対応についても整理が必要であると考えております。

さらに人員体制の確保も重要な課題であります。学童保育支援員の確保は、全国的にも難しくなっている中、安定的かつ継続的に運営できる体制づくりが求められます。加えて、学校施設は本来、教育活動を行う場であることから、放課後の利用に伴う施設管理や施設管理、備品管理などについて、学校現場への負担にも配慮する必要があります。

教育委員会といたしましては、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりは重要であると認識しておりますので、学校内設置のメリットと課題の双方を踏まえ、関係部署や学校現場とも連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）学校という場所であるので、運営管理という部分での課題とかということを答弁いただきましたけれども、こういう学童保育、民間と公立と行っていますけれども、こういった団体等を運営している団体と協議会というのをつくって、今後子どもの放課後の過ごし方について、

町全体で協議をしていくことが必要なのではないかなというふうに考えます。先ほどもあったように、施設の管理体制をどうするかだとか、備品の管理だとか、施設のことだとか、そういう細かいことについてしっかり協議を行った上で有効に活用できるかどうか、町の施設が有効活用できるかということにつながってくるのではないかなというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）学童保育の設置、運営につきましては、教育委員会の所管ではないため、協議組織の設置について申し上げる立場にはございません。

しかしながら、こどもの居場所づくりは教育委員会としても重要な課題であると認識しておりますので、学校施設の活用や子どもの育ちの視点から、町長部局や、関係機関と連携しながら協力を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）ということで、今度は町長にお伺いしたいと思うのですが、運営協議については町としての立場として、今後子どもの居場所としてどういうふうに考えていくかということとをぜひ町長に答弁いただきたいのですが、子どもは遊びや人との関わりによって学んでいきます。すごく遊びが子どもの成長を支えていくと思うのです。そういうまた地域との関わりが今希薄になっている今、地域や町で子どもをどう育てていくかということはすごく大事なまちづくりの1つだと思います。

町長におかれましては、この協議体も含めてどういうふうに考えていくか、ご答弁をいただければと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）子どもはよく国の宝というふうに考えて、みなさんがおっしゃいますけれども、本当に今中之条町、昨年度お生まれになった方が約33人、その前は49人でした。急速な少子化というのが進んでおる状況であります。

昔は、私は中之条地区の出身ですが、同級生が180人、中之条地区でもおりました。子どもは、子どもの遊びの中でいろいろなルール、あるいはそういうものを遊ぶのだけれども勉強するという環境が整っていた状況にあると思うのです。今は遊ぶところにもやっぱり危険がある。あるいは子どもが少なくて見守りができない。いろんな場面があって、社会背景が変わってきて、共稼ぎのご家庭が増えてきた。共稼ぎをしながら子育てしていく、それにはやっぱり安心して子育てができるような環境を町でつくるのが必要であろうと。

私どもは、私の第一の、みなさん方に政策のお話をさせていただく、子育て支援、これについて中之条町は群馬県下でも非常に手厚い支援をしていると思っております。今は健康子育て課とも協

力しながら、妊娠、出産、出産後までのケアをしよう。あるいはお生まれになった方々に出産のお祝い金を、最初は5万円だったのですけれども、私になりまして倍の10万円、今年からは20万円に第1子をしていこう。おむつも1歳ではなくて2歳までにしよう。もちろん保育料は無償化。やっぱり子どもたちを育てる若い方たちが、非常に経済的に支援をいただけるのは非常にありがたいと。

実は先日、たまたま本当に子育てのベビーカーを押しているお母さんと会いまして、町長さんですかと言うから、そうですと言ったら、中之条町は子育て支援に対して支援をさせていただいて本当にありがとうございますという話をされました。私たちも一生懸命稼いでいるのですけれども、なかなか給料が上がらなくて、そういう支援をさせていただけるのはありがたいですよねと。そう言っただけということ、中之条町で子育てするのに、安心してそういう支援をいただけるのだということをお礼を言いたいと言っていました。

これは全部全てが経済支援をするだけで子育てを支援をするというわけにはまいりませんけれども、やはり地域で子どもを育てる、家庭、地域、学校、この3者が一体となって子どもを育てるという環境をつくって、中之条町なら安心して子どもを育てられるという環境を我々自治体としてもつくっていかなければならない。それには、今、山田議員のおっしゃるように、教育委員会としっかり連携を取る、あるいは学校サイドと連携を取りながら、そういった会議をしたり、情報連携を取るような場所が必要とあれば、やはりこれからそういうことも考えていく必要があるであろうというふうに考えております。ぜひ山田議員もいろいろな活動しながら、そういうお話を聞かせていただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）引き続き子どもの環境を整えていただくよう求めたいと思います。

次の質問に移ります。スクールバスについての質問をさせていただきます。近年は熱中症警戒アラートの発表……

（「あつ、そうですね。承知しました。」の声）

○議長（安原賢一）ここで暫時休憩とします。再開は、午後1時とします。

（休憩 自午後零時02分 至午後1時00分）

○議長（安原賢一）再開します。

では、5番、山田みどりさんの質問を再開します。5番、山田みどりさん

○5番（山田みどり）午前中に引き続きまして質問をさせていただきます。

次の質問ですけれども、スクールバスについて質問をさせていただきます。スクールバスは、近年、熱中症警戒アラートの発表やクマの出没など、下校時の状況は大きく変わっています。安心して下校できるよう現在のスクールバスの利用を拡充することができないか。また、休日や長期休暇の部活動は半日で終わった際にも、希望する生徒はスクールバスに乘せることを検討いただけない

でしょうか。教育長にお伺いします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）近年、夏季における猛暑や熱中症警戒アラートの発表、さらにはクマの出没情報が増加しており、児童生徒の登下校の安全確保は、教育委員会としても重要な課題であると認識しております。

現在、本町では通学距離を基準として、小学生はおおむね2キロメートル以上、中学生はおおむね3キロメートル以上の場合にスクールバスを運行しておりますが、クマの出没時など、児童生徒の安全確保は特に必要な状況においては、学校や運転事業者と連携し、スクールバスに乗車できる人数に余裕がある場合には、運行経路や運行時間を見直ししながら乗車可能な範囲を拡充するなど、柔軟に対応を行っているところであります。

一方で、スクールバスの運行状況は路線ごとに異なっており、比較的、乗車人数に余裕のある路線もあれば、既に定員に近い状態で運行している路線もございます。そのため、全ての路線について一律に同じ対応を行うことは難しく、地域や路線の実情に応じた対応が必要であると考えております。

また、スクールバスの拡充につきましては、車両や運転手の確保、運行経費の増加、登下校時間との調整などの課題もございますが、子どもたちの安全を最優先に考えることが重要であります。今後もクマの出没状況や熱中症リスクなどを注視しながら、学校、保護者、運転事業者、関係機関と連携し、既存路線の運用改善や安全対策の充実に努めるとともに、必要に応じて可能な範囲で柔軟な対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）今、本当にこの暑さの中で熱中症になってしまった生徒さんもありだとか、そういうリスクがある中で、ぜひそういった下校時の安全というのを考えていただいて、今の運行状況も定員に近いところもあるというふうな答弁でありましたけれども、ちょっと見直しを図って、全ての子どもが安心して下校できる環境を整えていただきたいというふうに思います。

特に中学校は本当にクマの出没、総合体育館とか総グラのへんはクマの出没が結構聞かれるところで、やっぱり保護者さんもかなり心配をされているところであります。

また、先ほども言ったように長期の長期休暇、夏休みですとかの部活動の終わった際というところ、ちょうどお昼で一番暑いときに下校で、坂道を下って降りていかなければいけないというところで、せめて麓までバスで乗せてもらえないだろうかとか、そういうようなお声もありますので、柔軟な対応というのを引き続き行っていて、検討いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に入りたいと思います。部活動の地域移行についてですけれども、質問をさせていただきます。

きます。部活動の定義は、私が確認するまでもなくみなさんご存じだと思いますが、文化、スポーツに関心のある生徒が自主的、自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下に学校教育の一環として行われてきました。体力や技能の向上を図る目的以外に、異年齢との交流などにより、人間関係の構築を図り、多様な学びの場で教育的意義を有してきました。しかし、少子化や教員の多忙化など、働き方改革によって現状の体制が厳しくなり、平成30年にスポーツ庁や文化庁が部活動の在り方に関するガイドラインを策定し、地域移行という方向性になって、県でも令和5年から段階的な移行が進められているというふう聞いております。

中学校の部活動、今現在どのように変わったのか。また、今後の地域移行していくことで生徒や保護者の負担はどのように変わっていくのか。教育長から答弁をいただきたいと思います。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）中学校の部活動につきましては、少子化の進行や生徒のニーズの多様化、教職員の働き方改革、さらには国が進める部活動の地域移行、地域展開の方向性を踏まえ、全国的に大きな転換期を迎えております。

しかしながら、本町は典型的な中山間地域であり、生徒の通学にはスクールバスを利用しており、また都市部のように地域クラブや民間団体が数多く存在する環境とは大きく異なっております。そのため、本町では直ちに全ての部活動を地域へ移行することは現実的に難しい状況であります。このような中、本町では当面は学校部活動を基本としながら、可能な部活動から部活動指導員を配置し、地域の力を活用した段階的な地域展開を進めているところであります。しかし、生徒数の減少により、団体競技に必要な人数を確保できない部活動も増えていることから、中学校においては部活動の統廃合や活動内容の見直しについても取り組んでおります。

また、近年では部活動と地域クラブ活動の両方に所属する生徒も増えております。中体連の大会において地域クラブ活動での参加が認められるようになった一方で、それにより学校部活動として大会に参加する人数が不足し、出場が困難になるケースも生じております。こうした変化の中で、自分の希望や競技レベルに応じて地域クラブ活動なども選択しやすくなるというメリットがある一方で、これまで学校内で完結していた活動が地域クラブ活動等へ広がることで、活動場所までの移動や送迎の問題、活動時間の調整、経費負担など、新たな課題も生じることが想定されます。特に本町のような広域な中山間地域では、移動に伴う保護者の負担は大きな課題になると認識しております。

教育委員会といたしましては、生徒が地域や家庭環境などによって活動機会を失うことのないよう、学校、保護者、地域団体等と十分に連携をしながら、本町の実情に合った持続可能な部活動の在り方について引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）ご答弁いただきましたように、今本当に部活動を存続させていくというのが、大変子どもが少なくなっていて大分部活動が減っているなというのが実感にあります。しかしながら、中学生の頃の部活動は成長の過程においても非常に重要な意義を持っていると考えます。生徒の可能性を大きく伸ばす機会を損なうことのないように配慮をしていただきたいというふうに思います。

また、答弁にあったように経済的な理由によって部活動が制限されるということはあってはならないというふうに思います。経済的な負担軽減についても、そういった配慮が必要だと思うのですが、そういったやりたい部活動が経済的にちょっとできないということのご家庭においては、そういった経済支援とかということは、今後どういうふうに考えているのかをちょっと答弁をいただければと思います。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）現在のところ、経済的支援ということで対応している事例はないかなというふうに考えております。実際にスクールバスによって、例えば休日なんかは学校まで来て部活動をして、スクールバスで帰るというようなことで、実際に経済的負担ということは学校部活動の中では、そんなにはないのではないかなと。

ただ、地域クラブ活動とか民間のクラブ活動等に入れば、保険の問題とか、またはいろいろな会費だとか、いろいろところで受益者負担ではないですけども、そういうものも出てくる可能性というのはあるのではないかなと、そんなふうには考えておりますけれども。

以上です。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）一番やっぱり心配されるのは、子どもたちがやりたいと思う気持ちがあっても、部活動ができない、スポーツができない、文化活動ができないということなので、その選択肢をやったりなくさないようにしていただくということで、この中山間地においては非常に部活動の地域移行って非常に苦慮されていると思います。指導者の不足ですとか、地域クラブも限定されているというところで、なかなか全国でそういうふうな地域移行というふうな動きにはなっているのですけれども、課題が非常に多いなというふうに感じておりますので、この地域に合わせて子どもたちの可能性を伸ばせるような取組にしていただければというふうに思います。

子どもたちが安心して学び、遊び、成長できる環境を整えるということは、将来の地域を支える基盤そのものです。そして、その環境を支える教職員や支援員、地域の大人たちが心身にゆとりを持って子どもに向き合える体制を整えることも自治体として欠かすことのできない責務だと考えます。少子化が進む今だからこそ、一人ひとりの子どもの声に丁寧に耳を傾け、必要な支援を確実に届ける仕組みを構築することが求められています。現場の実態を正確に把握し、必要な改善をためらわずに進めていただきたい。子どもたちの権利が守られ、全ての子どもが幸せに育つまちづくり、

ぜひ今後の積極的な取組を、町長そして教育長にも強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）山田みどりさんの質問が終わりました。

次に、福田公雄さんの質問を許可します。福田公雄さん、ご登壇願います。2番、福田さん

○2番（福田公雄）それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今回は2項目について質問いたしますが、初めに、ひとり暮らし高齢者などの見守り支援について質問いたします。

現在、当町においても高齢化が進む中で、独居高齢者世帯や高齢者のみの世帯は、今後さらに増加していくものと思われます。また、当町のような中山間地域は都市部とは違った課題も多く抱えております。そのような中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境をどのように維持していくかは今後ますます重要になると考えております。

現在、町では施策の1つとして緊急通報システム事業を実施しておりますが、独居高齢者等の緊急時対応を支える重要な制度であると認識しております。そこで、まず緊急通報システムの利用状況について伺います。現在設置している世帯数、対象者区分ごとの設置件数、実際に緊急通報が行われた件数、救急搬送等につながった件数、以上についてどのように認識、把握しているのか答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田公雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の緊急通報システム事業の現状につきまして、中之条町ではひとり暮らし高齢者等を対象とし、急病や災害等の緊急時に適切な対応を図るため、緊急通報システム事業を実施しております。この事業は、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの重度身体障害者が対象となっておりますが、そのほかにも必要が認められる世帯を対象とすることができるようになっております。

現在の利用状況につきましては、事業委託先業者から毎月提出される業務報告書により把握しており、令和8年5月末現在の設置世帯件数は32件であります。このうち29件がひとり暮らしの高齢者世帯であり、ひとり暮らしの重度身体障害者世帯は0件、残りの3件は高齢者の二人暮らしなどで必要性が認められた世帯であります。

実際の利用状況では、令和7年度中の通報件数は120件で、このうち半数以上は相談事や業者への連絡、操作誤りによる誤報で、利用者の安否確認が必要な通報は52件でありました。安否確認の場合は全てご本人や連絡協力者の方へ電話連絡で無事が確認できており、救急搬送など必要となった事例はございませんでした。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。32世帯で年間52件の安否確認が行われていることから、

この制度が一定の役割を果たしていることを理解いたしました。その上で改めて伺います。

町として、この事業効果をどのように評価しているか、お考えをお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）この事業につきましては、ひとり暮らし高齢者等の緊急時対応と安否確認を可能にし、孤立防止や在宅生活の継続支援を通して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける環境づくりに効果を上げているものと認識をいたしております。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。本事業が独居高齢者等の安心確保や在宅生活支援に重要な役割を果たしているという町の認識は理解いたしました。

では、そのように効果が上がっている事業が、必要な方へ十分届いているか。そういった視点から伺います。庁内において、事業対象者に該当すると考えられる世帯数を区分ごとにどの程度把握しているのでしょうか。また、利用率についてはどのように認識しているのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ご質問の緊急通報システム事業の対象世帯数と利用状況についてお答えをさせていただきます。

例年町で実施しておりますひとり暮らし高齢者調査によりますと、令和7年6月1日時点では、ひとり暮らしの高齢者世帯は818世帯となっております。これに基づきますと、緊急通報システムの設置世帯数は全体の1割未満となっております。ひとり暮らしの重度身体障害者世帯は65世帯であります。先ほど申し上げたとおり、現在利用者はいない状況でございます。

事業の周知につきましては、町広報紙やホームページはもちろんのこと、民生委員・児童委員さんや社会福祉協議会、介護事業所、障害福祉事業所を通じて広くご案内しているところでございます。しかしながら、本装置の設置、運用にあたりましては、ご親族の方などに連絡協力員となっていただく必要があり、少子化、核家族化の進行などによって、利用申請の際に連絡協力員を決めることが難しく、遠方の親族に頼まざるを得ないようなケースが出てきております。民生委員・児童委員さんや事業所との情報共有におきましても、本事業を利用しづらい状況があることが報告されておりますので、担当課に対して対策の検討を指示しているところでございます。よろしく願います。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）細かい数字まで非常にお答えいただいてありがとうございます。重度身体障害者世帯など、なかなか調べるのが大変だったと思いますが、非常にありがたく思いますし、今調べておけばまたこれがほかの、先ほど割田議員の避難要支援者、そういったことの数字、またそういったところの促進にもつながると思います。ありがとうございます。

であります。この利用率だけを見ると制度が十分行き届いているかどうか、ちょっと疑問に思

うというか、そういったふうに見えるところもあります。ただ、いただいた答弁の中にありましたように、その背景には連絡協力員の確保が難しい。これはやっぱり家族の形態の変化、また地域社会の変化、そういったところで十分、昔なら協力できてくれた人がなかなかちょっと協力できなくなっている、そういった社会構造の変化というものがある。それが制度を利用しづらい状況に置いている。そういうところを町も認識していただいていて、そして実際利用される方はそういったところがあるのでなかなかこれを利用できない、そういった側面があるということが分かりました。また、そういったことに対して福祉課に対して対策の検討を指示している。こういったご答弁もいただきました。

そこでお伺いいたします。現時点で考えられている対策や、検討している方向性があれば、具体的にお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）この事業は、ご親族や近隣の方の協力による福祉的、総合扶助的な仕組みを持っております。これとは違う仕組みとして具体的には発報と同時に直接警備会社等に連絡が通じるような方法により、業務委託を行い、高齢者等の安否確認や緊急時の対応につきまして、検討しているところでございます。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。やはり現在の制度では利用しづらい方がおられる。そういった中で、町としては今後連絡協力員を必要としない仕組みへのそういった移行、選択肢を増やす、そういったことを視野に入れていると理解いたしました。

先ほども申し上げましたように、家族や地域の形が変わる中で、制度も変わらざるを得ない部分があると思います。現行の制度と並行して利用者の選択の幅が広がる、そういったような対策をお願いいたします。

そしてまた、直接警備会社からなどのような、迅速に利用者の危機というか、そういったところに対処をするようなシステムができるようになれば、それは先ほどと同じで避難要支援者の対策にもなるでしょうし、また高齢者の方、家にそのまま一人でいるときの防犯対策、またこういったものは例えば親御さんが共働きでお子さんしか家に残っていない、そういった状況のところでも、これは防災安全課と一緒にやってということにはなりますが、そういったところでこういったシステムを設置することができれば、そういったところの防犯や安心安全にもつながるというふうに考えます。

では次に、このシステムに電話操作が必要となりますが、こういった電話操作が困難な方や、また携帯電話などを通じての利用ですと、通信環境が不安定な地域への対応、そういったことが必要になると思います。当町では、そのような携帯電話操作が困難な方、また山間部等、不安定な通信環境、そういった制度利用が難しい場合、そういった場合は町ではどのように認識しているのか。

また、今後どのように対応していく考えなのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ご質問の緊急通報システム事業の制度利用が難しい場合や、その対応につきましてお答えをさせていただきます。

事業開始以来、利用の申込みをいただいた世帯におきましては、通信環境などの個別の事由により装置の設置ができなかった事例は発生してございません。現在の設置世帯数のうち固定電話が30件、携帯電話が2件と、ほぼ固定電話での契約となっております。しかしながら、固定電話離れが進む中において、特に通信環境などは今後課題となる可能性がありますので、対応につきまして調査検討してまいりたいと考えます。

いずれにいたしましても、この通信の社会背景が随分変わってきますので、そういったことを課題としても検討させていただくように指示をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。現在は通信環境を理由に設置できなかった事例はないとのことでした。

実際私が思っていたところでは、そういった通信環境による制度を利用できない、そういったこともあるのではないかと思いましたが、今のところそういった事例がないということは、ひとつ安心にはつながると、そういうふうに思います。

いただいた答弁にありましたように、利用者の大半が固定電話契約、そういったことを考えると、やはり今後の固定電話離れへの対応は重要な課題になると私も思います。時代の変化に合わせた制度となるように、引き続き調査検討をお願いいたします。

それでは、この質問の最後に、今後の見守り体制の構築について伺います。今後さらに高齢化や独居世帯の増加が進む中で、見守りの必要性はますます高まるものと考えます。対象者の拡大も含め、町として今後どのような見守り体制を構築していく考えなのか、答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ご質問の今後の高齢者世帯や独居世帯の見守り体制につきましてお答えをさせていただきます。

今後町では高齢化や独居世帯の増加がさらに進んでいくものと考えられますので、見守り体制の整備強化につきましては重要な課題であると認識をいたしておりますので、現在町で実施している緊急通報システム事業の対象要件が実情に即しているか、検証していく必要があると考えております。本事業の今後につきましては、事業の利用状況やニーズ、他自治体の事例、財政面への影響等を総合的に勘案しながら、対象者の拡大も含めて検討してまいります。

また、民生委員・児童委員さんや地域包括支援センターとの協議結果から、事業化できるものはないか、あるいは防災、防犯などの観点を生かすことができないかなど、総合的に検討していく必

要があると考えております。

なお、今年度から高齢者等の見守りを兼ねた移動販売事業が本格稼働することとなりました。今後とも地域のみなさんのお力をお借りしながら、オール中之条でみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございました。今回の質問を通じて、本事業が独居高齢者等の安心な暮らしを支える重要な制度であること。また一方で、連絡協力員の確保などの課題を抱えていることが分かりました。さらに、町としても現行制度の見直しや対象者拡大を含めた検討を進めているとのことで、大変ありがたく思います。

今後、高齢化や独居世帯の増加が見込まれる中で、制度が本当に必要な方へ届く仕組みとなるよう、また地域全体で高齢者を支える見守り体制の構築につながるよう期待いたします。

それでは、次の質問に移ります。次に、国際情勢の変化に伴う物価・燃料高騰への対応について伺います。近年の世界的な物価上昇は、私たち地方の暮らしにも大きな影響を与えております。さらに中東情勢の緊迫化により、燃料価格をはじめ、今後の生活費の上昇を不安視する声も少なくありません。

そこでまず、現在の物価・燃料高騰が町民生活にどのような影響を与えていると認識しているのか、町の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）昨今の不安定な国際情勢を背景に、物価上昇も先が全く見通せない状態でありまして、特に食料品をはじめとする日常生活に必要不可欠な物品の高騰が顕著で、町民生活に多方面で影響を及ぼしております。燃料価格の上昇は、公共交通機関の運賃や商品配送コストの増加を招き、結果として日常の生活用品や食料品の価格が上昇する悪循環となっております。

町民のみなさんの生活費負担が増大し、特に低所得者や高齢者の生活の質にも大きな影響を与えておりますし、生活必需品の購入や教育、医療などの支出の増加により、家計のやりくりが一層厳しくなっているものと認識をいたしております。また、こうした影響は地域経済にも波及しており、消費活動の縮小が地域の商業やサービス業にマイナスの影響を与えることを懸念をいたしております。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。やはりこういった本当に中東情勢の先行きが見通せない中、今後さらにエネルギーや生活物資の価格上昇が進むことが大変懸念されます。

では、そのような状況に対し、町としてどのような備えや対応を考えているのか、改めてお伺いいたします。特に高齢者世帯や通勤など日常的に自動車利用が欠かせない世帯など、物価・燃料高

騰の影響を受けやすい方々への支援についてどのような考えを持っているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）エネルギーや生活物資の価格上昇が町民生活に与える影響を最小限にとどめるため、段階的かつ多角的な対応の必要性を強く感じているところでありますが、特に燃料などのエネルギー政策につきましては国レベルで対応すべき高度な問題であり、世界情勢にも波及し、そこに大国の思惑なども複雑に絡み、事態をより複雑化させております。

あくまで一般論になってしまいますが、生活困窮者など特に支援が必要な方々に対して、福祉制度の充実や住宅、光熱費補助等の直接的支援も重要であり、高齢者世帯につきましては、移動や買物の負担軽減や配送サービスと連携した支援策も間接的ではありますが、効果はあると考えております。

子育て支援対策につきましては、当町では各種支援を実施しておりますが、さらなる拡充も含め、研究してまいりたいと考えております。

また、エネルギー消費の効率化を促進するため、節電や断熱改修等の啓発活動及び補助制度の活用も1つですが、昨今の異常気象による熱中症対策等への配慮も考慮いたしますと、非常に困難が予想されます。

企業などでは、通勤負担や交通費負担の軽減に向けた公共交通の利便性向上やテレワーク等の多様な働き方も普及していますが、行政として通勤負担への支援となりますと、課題も多いと考えております。

いずれにいたしましても、中之条町として何をすべきか、国の動向を注意しつつ、スピード感を持って対応してまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。いただいた答弁の中にありましたように、これはなかなか国レベルで対応すべき、そういったところが大きいところですので、限られた財源の当町のような地方自治体では全てを十分にというわけにはもちろんいかないとは思いますが、その中でも今日の同僚議員の一般質問の中でも、やはり町長答弁していただいたように、できる限りの支援をいただければ大変町民はありがたく感じると思いますので、そのあたりよろしく願いいたします。

そして、当町のような中山間地域は都市部に比べ高齢化が進んでいます。また、日常生活での自動車の利用も非常に大きい。そういった中で、中山間地域特有の地域負担について、町長はどのような認識を持っているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）地方特有の負担につきましては、燃料価格の上昇で申し上げれば、高齢者の割合やひとり暮らし世帯も多く、さらに公共交通も限られ、車が生活の移動手段の中心であることから、

買物など店まで距離も遠く、物価の高騰と併せさらに負担増となると認識をいたしております。

また、現役世代では物価高騰と賃金上昇のギャップにより、収入が見合わず、住民の生活基盤を脅かしていることも挙げられます。さらに物品の不足が地域経済を衰退させ、人口流出となることも大変懸念をされているところであります。

また、最近ガソリンも徐々に少しずつ少しずつやっぱり上がってきているというような状況が、スタンドのところ、前通りますと見受けられます。ナフサの関係で物品が入らない、あるいは建設資材に対しての影響が非常にあるというようなことから、やっぱり都市部と違いまして、田舎のほうは、その影響をもろに受けるような状況にあります。

ですので、大きなこれは国の問題であろうと思いますので、やはり国の動向をしっかりと注視しながら、町としてもそれを情報をしっかりと迅速に把握して対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。最後の答弁いただいた中で、物資関係、実際私も家業のほうで実感しているところではありますが、こちらは所管になりますので、また常任委員会等で質疑させていただければありがたいと思います。

やはり国、県との連携、また関係機関との連携、こういったことがやはり重要であると考えております。また、それについてはこの後質問いたしますが、次の質問をいたします。

答弁いただいたように、現在の物価・燃料高騰が長期化した場合、地方と都市部、あるいは世代間の負担感の差、こういったものが広がることが懸念されます。私は、そういったことが地域社会、社会の分断につながらないか大変心配しております。本当なら全てつながって困難に対処すべき、そういったところが言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、例えば憎み合うというか、責任を押しつけ合うような、そういったことにつながると、これは本当に中之条町というだけではなくて、日本全体として経済、文化、そういったものが大きな影響、マイナスの影響が出てきてしまうのではないかと、そういったことを心配しています。

そうした事態を防ぐためにも、まず中之条町ということで、町民生活への影響を継続的に把握するとともに、必要な支援について国や県へ働きかけていくことが重要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）物価高騰につきましても長期化することが予想されますので、世界情勢や国の施策等を注視し、経済活動の現状や課題、ニーズを把握し、迅速かつ正確な情報収集を図り、必要な支援策や施策に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしても、国や県に対しまして機会あるごとに物価高騰の影響緩和に向けた支援策の拡充を求める要望活動等を積極的に行っていく考えでございます。画一的な政策での対応は困難を

要するため、生活困窮者や子育て世帯、高齢者への支援強化、燃料費、光熱費補助等の予算増額、地域経済への配慮など、今後も町民生活の安定確保を最優先に、国、県への要望活動はもちろん連携を密にして、必要な施策の推進に努めてまいります。

何しろこの紛争の影響が極めて重くのしかかってきておりますし、紛争が仮にいつ終息するかというのは誰も予測ができない。そしてまた、紛争がもし終了した後、いつ経済活動が元に戻ってくるか、これもやはり長期化するというのもやっぱり心配されておりますので、いずれにいたしましても、そういう状況、情報をとにかく国あるいは県から情報をいただいて、それをしっかりと町として検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。繰り返しのになってしまいますが、国や県、こういった連携を密にさせていただいて、本当に答弁にありましたように、燃料費、光熱費補助の予算の増額など、なかなか限られたところではあるとは思いますが、ぜひお願いしたいところであります。

また、先ほど申し上げたとおり、町民生活の実態把握、現状どういったところ、町民の生活がどうなっているのか。そういった実態把握を継続的に行う必要があると思いますが、町として今後どのようにそういった実態把握について取り組んでいく考えかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）物価高騰の状況や生活費の上昇につきまして、中之条町の状況を具体的な数字で表すことや、個別のアンケート調査の実施等は難しいのではないかと考えておりますが、小規模自治体の利点を最大限に生かし、委員会あるいは会議、各種事業の場などで町民のみなさんの生の声をお聞きする機会を捉えて、形式的にとらわれず一つ一つ多くの声を吸い上げられるように努めてまいりたいと考えております。

中之条町区長会とか、いろんな団体がございますので、そういった方々とも情報交換できるようなときには情報交換をして、実情のお声をお聞かせいただきたいと、このように思っております。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。やはり可能な限り多くの声、そういった声を集めることが大切だと考えます。町には公式LINEもありますので、そういった公式LINEの活用、これうまく活用する方法を考えていただいて、検討していただいて、そういったLINEの活用なども含め、より細かな実態把握に努めていただけると大変ありがたく思います。

最後に、今後町として地方の実情を踏まえた支援の必要性を国や県などにどのように働きかけていく考えかお伺いいたします。特に中山間地域ならではの実情をしっかりと届けていただきたい、そう考えますが、その点について町長の考えをお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）答弁が繰り返しのになってしまいます。とにかく大きな問題でありますので、町民

や、それから町内事業者の実情は極めて深刻でありますので、考えられる支援策とすれば、例えば現金給付や地域商品券の交付、水道料の一部免除、その他補助の創設等、直接的な負担軽減に加えて、効率的で実効性のある地域経済基盤強化、自治体、国、民間団体との連携促進など、可能な限り幅広く国や県などの関係機関に支援の必要性を訴えていければと考えております。

我々中山間地域の自治体とすれば、群馬県の町村会あるいは郡の町村会等もありますので、そういう町村長ともやはり連絡、それから情報交換をしながら、我々の実情をしっかりと県あるいは国のほうへつなげるような機会にはつなげていきたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。特にこの吾妻地域、こういったところの町村長との連携を密にさせていただいて、やはり同じような地域に暮らしていますので、同じような困り方をしていると思います。吾妻郡は郡で言えば6か町村あります。人口に比べれば首長の数が非常に多いので、6人まとまればまた声も改めて大きくなるのではないかと、そのように考えています。連携を密にさせていただいて、我々の声が県また国に届くようにご尽力をお願いいたします。

今国全体でやはり様々な対策、講じられているとは思いますが、ただ現場の実情との間に少なからず隔たりを感じる場面、そういったことを感じるものがちょっと多いかなというふうな気もしています。

中山間地域なりの事情もあり、だからこそ現場の声を丁寧に集め、それを国や県へ届けていくことが大切だと考えます。ちょっと繰り返しにはなりますが、陳情なども含めた要望活動、そういったことを通じて当町の実情をしっかりと伝えていただくこと、そういったことをお願い申し上げ、今回の私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（安原賢一）福田公雄さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時とします。

（休憩 自午後1時48分 至午後1時59分）

○議長（安原賢一）再開します。

○

○議長（安原賢一）次に、原沢香司さんの質問を許可します。原沢香司さん、ご登壇願います。1番、原沢さん

○1番（原沢香司）一般質問、最後の1人となりました。事前通告を御覧のとおり、既にさきの質問者が取り上げた内容にかぶる部分もありますが、それぞれが議員として町の方から聞いている声は同じようなものもあれば、違うものもあると思います。私がこの間見聞きしてきた現実や町民の声を基に、私なりに質問をさせていただきますので、重なる答弁もあろうかと思いますが、最後までお答えのほどどうぞよろしくお願いをいたします。

今回の一般質問では大きく2つのことを取り上げます。まず、農林業についてです。農林水産省が昨年11月に発表した2025年農林業センサス、この結果が衝撃を与えています。農業を主な仕事とする基幹的農業従事者がこの5年で約23%も減少したのです。3月に全国の農家らが東京都心など全国17か所で開催した令和の百姓一揆では、「百姓を滅びて民飢える」と書かれたむしろ旗がはためき、参加者から次の訴えがあったそうです。洪水のように離農が増え、この国から農家、農民が消えようとしている。この声は、中之条町における現状とも一致するのではないのでしょうか。

農林業は単に食料を生産したり、木材を作り出すだけにその役割をとどめません。この町の景観をつくり、治水の機能を担い、生物の多様性を守り、有害鳥獣が人の生活地に出没することを防ぎ、地域のコミュニティーを育み、子どもたちにとっての教育の機能も果たしています。このように農林業の存在価値というものは簡単に経済的な指標だけではかれるものではありません。この町で暮らす人々によって連綿と続けられてきた農林業がまさに目の前で潰えようとしている。この事態にどのように立ち向かうか。私からの提案も含めて質問をさせていただきます。

2点目は、物価高騰対策と、物資、資材不足対策についてです。中之条町でも町民の生活を守るために水道料金の減免や商品券の配布など、可能な限りの対策を講じておられます。町民から大変助かっているという声を多く私も聞いています。しかし、物価高はとどまることを知りません。6月の飲食料品の値上げは、5月の84品目から一気に1,078品目に増えています。7月はさらに増える見込みです。加えて、中東情勢の悪化を受け、建設資材の不足が発生し、町の事業者にも多大な影響が出ています。住民の暮らしと町の事業者の経営を守るために、今、町としてできることはないかを質問いたします。

それでは、まず農林業についてです。先ほど触れた農林業センサスですが、これは5年ごとに行われ、農業版国勢調査と言われます。個人経営体の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している15歳以上の者、これを指す基幹的農業従事者の2000年以降の5年ごとの減少率は6.6%、8.4%、14.5%、22.4%と年を追うごとに高まっており、それに一層拍車がかかった形です。2020年から2025年の間に全国では約25万人の基幹的農業従事者が減ってしまっています。さらに全国の基幹的農業従事者の平均年齢は67.6歳で、70歳以上が55%を占める実態です。長く日本農業を支えてきた世代の大量引退が迫り、今後も担い手の急減は必須と見られます。

まず初めに、中之条町の農林業の状況を伺います。中之条町における農林業事業者数、経営耕地面積、作付面積の推移はこの20年ほどどのように推移していますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、原沢香司議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、農業者数であります。雇用者数のばらつきを考慮し、基幹農業者数につきまして農業センサスで調べてみますと、2005年が937人、2010年が819人、2015年が656人、2020年が450人となっており、直近の2020年で2005年に対して約5割減少となっております。

次に、経営耕地ですが、2005年が625ヘクタール、飛んで2020年が555ヘクタールとなっております。こちらは農業数のように極端な減少となっておりますが、2005年から1割以上減少しております。

最後に、作付面積でございますが、データがある水稻作付面積につきまして、作物統計調査によりますと、2007年からのデータとなっておりますが、2007年が277ヘクタール、2010年が259ヘクタール、2015年が252ヘクタール、2020年が244ヘクタールとなっており、2020年は2007年と比較して約12%減少しております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）基幹農業者数が約15年で5割減少していると、やはりかなり衝撃的な結果です。衝撃的ではありますが、町の中の耕作放棄地の増加や農地であったところに太陽光発電パネルが林立している状況を見ると、それを裏づける数字だろうと思います。経営耕地面積の減少が少ないことは、農地の集約化が行われたり、技術が進んだ結果だと推察をいたします。

このような農業者の高齢化や耕作放棄地の増加に対応するため、国は地域の関係者が話し合いを行い、10年後に誰がどの農地を耕作するか、農地をどう維持、集約していくかをまとめる地域計画、正式名称は地域農業経営基盤強化促進計画ですが、この地域計画の策定を町村に義務づけました。これは、農業者の高齢化や担い手不足が進む中、おおむね10年後を見据えて、誰がどのように農地を利用して農業を維持していくかを地域で話し合い、まとめた将来の設計図です。

次に伺います。2025年に町から提出された地域計画では、10年後の町の農地が現在と比べてどのようなことを展望していますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）地域計画につきましては、令和6年度に町内の6地区で策定をさせていただきました。計画時には、地区ごとの認定農業者を中心とした担い手の方々と、10年後の耕作地について協議を行い、これにより担い手が定まった地区もあれば、まだ定めることができない地区もございます。このようなことから、10年後の農地管理を定め切れていないということは否めないと思っております。

しかしながら、現在も所有者の方を中心に多くの方が耕作をされており、認定農業者ではないものの、耕作していただける方もいることから、全てを悲観的に捉えることはないと考えておりますが、地域計画として定めたエリアから外れた農地の維持管理につきましては、相当に厳しい状況になるだろうと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）国の指導ですから、細かな地域の実情に合わない部分もあろうかと思いますが、関係者が将来を見据えて協議を行うことは大きな意義があると思っております。計画をつくることが

目的ではなく、計画に基づいて将来にわたって農地を守っていくことこそが重要だと考えます。必要に応じて計画をブラッシュアップしたり、地域計画の定めがないエリアをどうやって維持管理していくか、ぜひ今後とも地域の方々とコミュニケーションを取りながら、行政と地域の方が共に農地を守っていけるよう、尽力をいただければと思います。

農業センサスなどに現れている数字は厳しいものですが、一方で、農業事業者の方からは、中之条町は農業に対して本当によく努力してくれているという評価も大変よく聞かれます。先日は、日本農業新聞に中之条町の草刈り補助金のことの記事で取り上げられたということも農家の方から伺いました。

ここで質問します。現在町として行っている農林業の担い手対策にはどのようなものがありますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）担い手対策といたしましては、農業において1つ目は、認定農業者確保対策事業として、認定農業者向けに農機具等の購入費の補助を行っております。

2つ目は、新規就農支援事業として、50歳未満で新たに就農した方の経営開始資金を補助しており、県からの補助金150万円を3年間受給できます。

3つ目は、新規就農者定住対策事業であります。この事業は、県の新規就農者支援事業ではカバーできない50歳から55歳で就農した人の所得補償や就農時の資金、あるいは認定農業者の下で就農した方等に町単独で補助を行っているほか、就農フェアなどに出かけ、新たに町で農業をやっている方との相談に乗ったりする事業となっております。

4つ目は、地域おこし協力隊により、現在協力隊員2名採用しており、協力隊終了後は定住し、営農開始する予定となっております。

5つ目は、担い手の育成対策として農業振興事業を実施し、マルシェの開催事業などを実施しております。

林業では1つ目は、木材活用センター運営管理事業におきまして、刈払機講習会やチェーンソー講習会を開催し、担い手育成として実施をしております。

2つ目は、森林整備担い手対策事業により、県内の林業事業者が中之条町民を森林整備時従事者として雇う場合は、補助金を拠出しております。これによって林業退職金共済や中小企業退職金共済、厚生年金加入など、雇用条件の向上や雇用の安定を図っております。

ほかにも、自伐林業補助金やNプロダクト補助金などの木材に関する様々な就業に向け、支援を行っているところでございます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）農業では5つ、林業では主に2つ、その他にも対策を講じていただく状況をご説明いただきました。

これについて伺いますが、対策の効果について、町長の評価はいかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）新規就農者につきましては、毎年2、3名ずつおり、今年度も2名の就農を予定してございます。この数が多いか少ないかといえば、正直少ないとは思いますが、特に町が抱える耕作放棄地の解消につながるほどの担い手の確保とまではいきません。

しかしながら、これからの就農者はAIやロボットを利用したスマート農業に移行していく観点から、営農地が比較的平たんで規模の大きな農地に限られていると予想されることから、小人数で規模の大きな農業へと移行するためには2、3人の新規就農ということでも決して悪くないのではないかと考えております。また、このような新規就農者が認定新規就農者となり、最終的には認定農業者にステップアップをされ、さらにこの方々がまた新たな農業者の受入れについて積極的に取り組んでいただくことを期待しております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）新規の就農者が毎年2、3名いるということは、たぶん辞める方に比べれば少ないという評価だとは思いますが、それでもとても明るい希望だというふうに思います。縁があって中之条町で就農することを選択してくれた方が、息長くこの町で農業、林業に取り組んでくれるよう、一段と手厚い支援を要望したいと思います。

次に伺います。今後検討している担い手対策はありますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今後の担い手対策につきましては、現在吾妻中央高校や東京都立園芸高校などの高校生に実習先として中之条町を舞台に研修を行っていただいております。こういった高校生に就農していただくよう働きかけるほか、高校生が大学生になった場合でも、そこで縁が途絶えることのないように連絡を取り付けることで、関係を維持できればと考えております。

また、新規就農者が直面する問題といたしまして、売り先がないという課題があると思っております。この場合、地元の農産物を地元で消費するというのが一番理にかなっていることだと考えますので、地元スーパーや直売所での販売をあっせんするとともに、新規就農者受入協議会などが指南することで、こういった不安の払拭につなげたいと考えております。

また、県外など遠くから移住して就農する場合には、住まいが用意されていると就労につながりやすいという意見も聞いております。空き家対策など、そういったこととリンクしながら検討していければと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）吾妻中央高校は、県内最古の農業学校として1899年に設立されたと聞いておりま

す。この歴史ある学校が町内にあるということは特筆すべきことだと思いますし、実証など、より一層協力関係を築くことで、町内での就農に必ずやつながっていくことと思います。

また、都立園芸高校など志のある方に中之条町に来てもらい、中之条ガーデンズのような施設も見学してもらい、今後もつながりをつくっていくことは大変重要なことだと思います。ぜひ次世代の担い手づくりとして若い方へのアプローチ、これからも積極的に行っていただければというふうに思います。

また、地元の農作物を地元で消費することが新規就農者の売り先としても大切だと答弁がありました。このこと本当に重要だと思います。後半の質問でも取り上げますが、ナフサ不足により資材の枯渇が見込まれ、作付した農作物が出荷できなくなるのではないかと懸念が多く農家さんの今の心配事です。地元消費であれば輸送のために必要な資材もコストも必要なくなりますので、この地産地消をぜひ強力に推し進めていただきたいと思います。

中之条町には移住定住コーディネーターもあり、空き家対策などでは県内でもフロントランナーだと思いますので、就農希望者とのマッチングを住居面でも強化していただければと思います。

就農の話になりますと、どうしても基幹農業者や認定農業者のことが話題の中心となってしまいます。一方で、兼業をしながらですとか、自家消費を目的に小規模家族農業に取り組まれている方も中之条町には多くいらっしゃいます。この小規模家族農業など自給的農家の役割は大きいと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町内における農地所有適格法人は9社ありますが、その中でも家族経営の事業体もあり、まだまだ中之条町の農業の中心は小規模家族経営による農業経営であると考えられます。

一方、個人農家であっても、18町歩の水稲経営を行う方もいることも事実であります。国の農業施策が、経営規模の大型化や法人化が推進する方針であるため、こういった個人や大規模経営法人が出てくることは必然であったわけであります。

議員ご質問の小規模農家につきましても、先祖伝来の農地や地域の景観の維持していただいている方々であり、地域の暮らしや文化にまで大きな影響を与えており、稲作文化は非常に重要なものと感じておりますので、規模の大小に限らず、営農を行っていただくことが農家の方を広く大きく下支えすることが、町にとって重要なことであると考えております。

比較的大きな農家に目が向きがちなのですが、こういう中山間地域、特に山間地にあっては、水田というのは環境保全の極めて重要な役割を果たしております。これも前しゃべったことあるかもしれませんが、やはり田んぼを荒らさずにつくっておくということは、田んぼがミニダムの役目をして、ゲリラ豪雨、あるいは線状降水帯、そういったものを一旦田んぼでためて、徐々に下へ、下流に流す。この農家の大小にかかわらず水田を守っていただく、中山間地域、山間部の方々があってこそ中之条町の景観も含めて環境保全の管理に物すごく大きな役割を果たしている

と。

私は、実は20歳のときに父親を亡くしまして、そのときに農業関係の大先輩からその話を教わって、おい、外丸君、水田をつくるということは下流に対しての責任を持てる非常に大きな環境保全を担っている、そういう農家なのだということでもありますので、特に中之条町なんていうのは小さい農家が多いですから、こういう方々が決して少しでも離農をしないように我々が支援をさせていただいて、おじいちゃん、おばあちゃんがおいしい米を作って、孫や子どもにあげられて、そしてなおかつ地域の環境保全を守る、こういったことを支援するということは農家の大小に関わらず非常に大事なことだというふうに考えておりますので、特に原沢議員のお住まいのところなんかもそういうことが非常に顕著に現れていると思いますので、今後ともいろいろなご指導をいただければ大変ありがたいと思っております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）町長の経験も踏まえて答弁いただきました。本当に規模の大小ではなく、町で農業をしている方を広く支えていただく、そのために中之条町では小規模農業者農業経営支援事業補助金が制度化をされました。

このように町が制度をつくることで、小規模農家の方も自分たちのことを町が気にかけてくれているというふうに思ってくれます。そのことが町で農業を続ける誇りにもつながることと思いますので、引き続き小規模農家への支援もどうぞよろしくお願いをいたします。

次に参ります。農林水産省は、みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業の拡大に向けて先進的なモデル地区を順次創出し、横展開を進めています。2030年までに全国の市町村のおよそ1割にあたる200の地域にオーガニックビレッジを創出する計画とのことです。

ここで伺います。近隣町村でオーガニックビレッジの取組が広がっていますが、中之条町で取り組む予定はありますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほど同僚議員のときにも少し触れさせていただいて答弁をさせていただきますので、かぶるところがあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

オーガニックビレッジの取組につきましては、高崎市倉渕町のくらぶち草の会や、隣の高山村で取り組まれていることは承知しております。同僚議員の質問にもありましたが、安全安心な食料の生産、提供は非常に大切な取組だろうと私も考えております。

一方で、農業者の所得向上や生活基盤の充実ということも考える必要があると思っておりますので、当町といたしましては有機栽培のみに力を注ぐのではなく、有機栽培はもちろんですけれども、しかし、これまでの栽培の中で農薬の軽減や有機肥料の投入、そういったことなど生産者に理解いただく活動をしてまいりましたので、農家の方がご自身で選んだ道を、町としてはどちらの場合であっても必要な支援をしていきたいと思っております。

水田にあっては、昔は植える前に苗に農薬をして、植えた後に害虫の殺虫剤をまいて、除草剤を1回、2回とまくというのがしばらく通例でありました。現在は箱施用で、最初の初期の害虫のやつも入ってきている。今一般的に我々農家なんかが2回する除草剤を1回で済ます。農家も非常に低農薬、減農薬、これに取り組んでいる農家が中之条町もほとんどでありますので、やっぱりそういったことも、オーガニックビレッジも大切であります。しかし、一方ではそういう取組も小さい農家もやっているということでもありますので、双方ともやはり大切でありますので、双方とも我々としては支援をしていきたいと思っております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）私も有機農業だけが答えではないというふうに思っております。農家の方が選んだ様々な農法、土壌や諸条件に合った様々な農業の方法があると思います。最近では、中之条町でも自然栽培の農法に取り組む方もいらっしゃいますので、あらゆる方に支援が行き届くようにしてもらうことを要望いたします。

先ほどやり取りの中でも、売り先について触れられました。その観点から質問をいたします。農業生産者に安心して生産をしてもらうためには、学校給食の食材を域内調達することが有効と考えますが、町長の見解はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）私も農業をなりわいとしていましたので、私の作った農作物を小学校の食材に提供するのも何年かさせていただいております。現在のところについてご説明をさせていただきます。

学校給食への食材調達は、過去にJAあがつま中之条支店におきまして、朝市を行っていたところ、生産者によって学校給食への地元野菜の提供を行ってございました。このときには生産者の年間の栽培品目を教えていただき、実った頃に情報を学校栄養士に伝え、次週の献立で使っていただくよう調整しておりました。しかし、品質や量、納品の頻度や取りまとめ事務の問題で数年で終わってしまった経緯がございます。

こういった経緯からも、同じスキームでの開催は継続しにくいと感じておりますので、昨今のIT化を利用し、スマホ1つで生産物の確認から注文、生産までできる形などを模索したいと思っておりますが、小ロット多品目という学校給食独自の注文形態は変わっていないと思われますので、対応の可能性につきまして研究してまいりたいと考えております。

やはり農家も高齢化もしておりますけれども、今ちょっとお話をさせていただきました、いろいろな品目を学校給食は要望される。私なんかはネギとかジャガイモを出したのですけれども、それもやっぱり安定的というか、量がまちまちなものですから、やっぱり供給する側としてもなかなか大変な面があったというのは事実であります。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）生産量や必要量を調整したりですとか、子どもたちが何を食べるか、そのメニュー

一にも関わってきますので、学校給食への展開は難易度が非常に高いということは承知をしております。それでも食育の観点や地元生産者のやる気や元気にも関わってくるのが給食での食材利用だと思います。

先日行われた中之条みらい米プロジェクトで、苗を提供された方のお孫さんが田植をしていました。私もかつて祖父に耕運機の使い方を教わって、田おこしを手伝ったことを思い出したのですが、自身が丹精込めて作った苗を孫たちが手植えをしている、そういう光景がずっとこの町にはあって、農業が今まで続いてきたのだなというふうに思いました。そういった続いてきていることのすばらしさを改めて感じた次第です。

生産者や中間団体、学校教育委員会の担当者や栄養士の方など、関係する方たちとどうやったら学校給食での食材活用を進められるか、ぜひ協議を進めていただくことを要望いたします。

続いて売り先についてです。先日、6月6日に中之条ガーデンズでは、ブルガリア大使も来られてフェアが盛大に行われたこと、私もうれしく思います。同じタイミングで中之条町と東京都北区の児童たちが参加する森の学校が開催されましたので、私はそちらに参加をさせていただきました。北区の子どもたちは、ふだん土に触れることすらないようで、虫を怖がりながらも楽しそうにイロハモミジの植栽を行い、ヒルにおびえながら間伐の様子を見学していました。中之条町の子どもたちにとっても、ふだんはできない大変貴重な経験をしている様子が見て取れました。

姉妹都市連携は、お互いにあるものとなないものを交換することで、その意義が増すと思っています。中之条町にあって北区にないのは広大な林野や農地です。北区にあって、中之条町にないのは36万人を超える人口です。

ここで伺います。町内で生産された農作物や木材の販路として、姉妹都市などの消費地との連携を図ることはできないでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）農産物や木材の販路としての姉妹都市との連携につきましては、相手があることです。こちらの思惑どおりというわけにはいきませんが、林業につきましては山林のない姉妹都市にも森林環境譲与税が交付されております。その充当は、山林を持つ自治体であれば山林整備に使用することが最優先されますが、山林を持たない東京都北区につきましては、CO₂削減対策として木材製品を使用することに取り組んでおられます。北区とは、先ほど原沢議員が、この間はお世話になりました、きたくの森の整備を共同で取り組んでおりますので、今後公園のベンチや役所のデスクへの利用など、具体的に提案をさせていただき、中之条町の木材を北区で使っていただけるよう要請していきたいと思っておりますし、またこの流れを大網白里市や他の都市部自治体にもご案内していければと考えております。

また、農産物販売は、先ほどの学校給食への提供と同様に、誰が取りまとめ、誰の生産物をどうやって届けるか、どう販売するかということになろうかと思います。中之条町の新鮮な野菜やおい

しいお米、果樹や花卉が販売できることは、北区で開催されたイベント等で実証されております。また、運搬につきましてはＪＲ東日本の貨客混載はこびゅんなどで、中之条駅や長野原草津駅から特急に載せ、赤羽駅にお届けするようなことも可能であると考えております。これらの具体化につきましてはさらに調査研究を要すると思いますので、しっかりと調査研究をさせていただきたいと、このように考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）新聞報道によりますと、５月１５日には生産地と消費地の自治体が一体となって米問題に取り組む米サミットというのが、全国の１５自治体の連携で始まったようです。生産する地域とそれを消費する地域が直接連携をして、そういうことで日本の米生産を守っていこうという取組だそうです。こういった仕組み、恐らくこれから全国でも各所で行われてくることになると思いますので、ぜひ中之条町においては、今答弁いただきました北区ですとか大綱白里市のような姉妹連携、しっかりと連携しているところありますので、今後の販路の可能性としてぜひ検討を進めていただきたいということを要望いたします。

ＪＲの貨客混載のお話ありましたけれども、これ本当に大きな可能性があると思っております。今ＪＲ吾妻線の赤字をめぐって、群馬県と嬭恋村、長野原町に任意協議会が持ち込まれ、各種の実証実験が行われているタイミングです。吾妻線は、通学、通勤、通院など地元住民の足であることに加えて、観光客を呼び込む上でも欠かせない公共交通です。これに農作物などの運搬という役割も加われば、この地域に鉄道がある意義に１つプラスになると思います。ぜひ具体化に向けて研究を進めていただくことを要望させていただきます。

では、農林業のことについて最後の質問です。冒頭にも触れたとおり、就農人口はこれからますます減っていくことが確実です。一方で、就農を検討する方や、少しでも農業に触れてみたい、林業に触れてみたいという方は、移住された方を中心に間違いなくこの町にいらっしゃいます。移住者以外でも町外で仕事を勤め上げ、定年後は実家のある中之条町で農業をしながら暮らしたいという人の話も伺いました。しかし、こういう方には農地もなく、農業、林業に必要な機械もなく、栽培や伐採などのノウハウもありません。

これまで各種担い手対策について質問をしてきました。そのどれもがこれからも必要であり、さらなる支援強化を望むものですが、今のままでは農林業の減少に歯止めをかけるのは難しいと思います。農林業を本格的に守り育てていくためには、抜本的なシステムの改善が必要だと考えます。現にある農地が耕せなくなった、森林を管理できなくなった、機械もノウハウもある、そういう方と新たに農林業に取り組みたい人をつなげる仕組みが必要だと考えます。

ここで伺います。農林地や機械を譲りたい人と、新たに農林業に取り組みたい人をマッチングさせる機能が必要と考えますが、町長の見解はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）離農や経営規模縮小等によって使用されていない農業や農業用機械等のうち、引き続き利用可能なものについては貴重な資源を再利用することで有効活用を図ることは、新規就農者等の負担軽減や受入れ体制等を支援することにつながるものと考えております。最近、本当に農機具が高くなってきておりますから。しかしながら、本来は古物商の方などが行う業であり、所有者の財産の処分等に関することでありますので、既に取り組まれている自治体の例を参考とさせていただき、今後研究をさせていただきたいと考えております。

なお、就農希望者等の相談は農林課で随時行っておりますし、相談内容は農用地の貸借から就農の始め方や栽培品目の選定等、町内外の要望者から多岐にわたって相談を受けております。希望する品目によっては町には向かないものもありますので、県と調整を行い、相談を受けているところもあり、今後も引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

J Aあがつまなどでは、たまに広報誌に載っておりますけれども、勤めをやめられた方が、少し野菜を作りますか、副収入を得ませんかということで、私なんかも新しい作物として10年ほど前にはズッキーニを作ったのですが、ズッキーニだとか、今いろいろな新しい作物ができていて、それを少しでもJ Aあがつま、吾妻郡の特産物としてやろうと。やっぱりお年を召して退職されますから、あまり力仕事のない、それでも畑も空いている、そのところで副収入を得ようというようなことは、J Aあがつまなんかも取り入れておりますので、農協とも連絡を取りながら、情報交換をしながら、そういったあまり体力に負担のかからないような新しい作物で、少しでも現金収入を取れるような、そういう指導も行っていければと、このように考えております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）ありがとうございます。農林業について、町としてこれからもしっかり支援をしていく意思を感じる全体的に前向きな答弁をいただいたと感じております。

機械の問題ですと、本当に今農機具屋さんがなくなってしまって、故障したとき困るですとか、そういう方も本当に多く話を聞いております。様々な課題があるわけですが、人口の動態や産業構造の変化、国や県の政策動向など複雑に絡み合っている現在の農林業の実態があると思っています。

私は、政治に求められることは2つに尽きると思っています。1つは、民を飢えさせないことです。もう1つは、戦争をしないことです。国の動向がどうであれ、地方自治体にはその地域に住む人が安心して食べ物を食べることができ、生命の危険を感じることなく生活を送ることができる状況を政治がつくる必要があると思います。自国民の食料を自国で作ることが最大の安全保障です。国は、農業の基本方針である食料・農業・農村基本法から、ついに自給率の向上を目指すことを外してしまいました。国内に豊富な森林があるにもかかわらず、林業が衰退しているのは、外材に依存してしまったことに原因があります。農業も同じ道を進もうとしていますが、昨今のように一度どこかで戦争が起きればたちまち流通が止まり、食料輸入もままならなくなります。国が国民の食料に責任を持たない状況であるのであれば、地方自治体がその役割を果たす必要があります。これ

からも、これまでも農林業は町の基幹産業でありますし、これからの町の発展を考える上でも間違いなく主軸になってきます。今後も町の農林業を守り発展させていけるよう、私なりにできる提案を行い、地域のみなさん、当局のみなさんとも一緒に知恵を絞りたいと思います。そのことを申し上げ、最初の質問を終えます。

次に、物価高騰対策、物資不足対策について質問をいたします。物価高騰を主な原因とする倒産件数は、4月は全国で900社近くに上り、今後も倒産や廃業が増加することが予測されています。しかし、米国、イスラエルのイラン攻撃によるエネルギーや石油製品の価格高騰や資材不足から、暮らしや営業を守り、支援するために必要な具体策が国にはありません。中東情勢の影響でナフサをはじめ原油関連製品の値上がりや不足が起きていることについて、政府が総量では足りているが目詰まりを起こしているとの見解を述べていますが、政府と現場の乖離は決定的です。

私が町内の事業者に行ったところ、建設現場ではシンナーや塩ビ管がなく、医療機関では手袋や滅菌バックが足りていない実態を伺いました。また、農業事業者からは、梱包資材やビニールハウスの資材、軽油やギアオイルなどが品薄で高騰している実態が語られています。ナフサが総量で足りているというのは、机上の計算だけであって、目詰まりありきに原因を集約することが事態の対応をゆがめています。

まず伺います。町民の生活状況や町内事業者の営業状況をどのように把握していますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほども同僚議員のご質問にお答えをさせていただきましたが、町として定期的なアンケート調査や聞き取り調査は実施しておりませんけれども、町民のみなさんをはじめ、事業者や関係団体からも昨今の物価高騰に対する声は多くの場面で耳にしております。

特に生活に直結する衣食住等に関わるものの高騰は、町民のみなさんの生活を圧迫しているものと強く認識をいたしております。また、町内事業者の営業状況等につきまして、燃料価格等の高騰だけにとどまらず、資材の調達に苦慮している現状も目にしておりますし、原材料の高騰や不足により工期のめどが立たない、見積り書の作成ができないなど、現場の混乱はかなり深刻な状況になってございます。

ナフサに係る石油製品関係が連日のように報道されておりますが、ありとあらゆる業種に影響が出ており、事業者からも仕事をしたくても事業を停止せざるを得ない状況になるのではないかとという不安も聞こえてまいります。

今朝、支度をしながらNHKのニュースを見ていました。随分画期的な事業に取り組んで成果を現したという話です。これは米から出る油、米油、これ売る会社が、そこで出たぬかから出る、これはもう食にも使えない、捨てる、これを使ってナフサに代わるような品物を、随分開発したのだというNHKのニュースがありました。全部が全部ナフサとは言わないのですが、それによって

インクを製造したらインクができたのだそうです。今日NHKのニュースを御覧になった方もいるかもしれませんが、全部が全部ではないのですけれども、ナフサの量を減らして、米から取れるそういった捨てる米ぬかから出るやつでナフサを研究する。今まで高騰して高かったのだそうです、経費が。それが今の物価高騰によってナフサとの差が縮まってきたと。これによって国なんかもそちらへ目を向けるようになってきたというNHKのニュースがありました。に加えて、トウモロコシだとかそういったものからトレイを作る。これもあくまでもやはりナフサのほうが安かったのだそうです。ただ現状、ここ数年、恐らくこれから続くであろうとする物価高騰の波が止まらないわけですから、そういう関西方面だと思うのです、ちょっと私も支度をしていたものですから忘れてしまったのですけれども、NHKで米から作るナフサに代わるもの、あるいは米とか穀物からそれを利用したトレイを作る。もっと言わせると、ゴミ袋もあるのだそうですけれども、そういった資材を使ったゴミ袋が販売されているのだそうです。ただ、今まであまりにも差があり過ぎたと。ただ現状を見ると、それが縮まってきたと。ということは、結論的に言うと、あまりナフサに由来、要するに重視をするのも大切なだけけれども、資源がないと言われる日本でも、そういったものを研究して開発することによって、これからの国際社会には日本だって資源はないけれども、捨てるものを資源にするのだというような考え方は大切ではないかというNHKのニュースを見て、断片的に見たものですから、忘れていることもあるかもしれませんが、国としても、民間事業者もこんなことでは困るというのをやっぱり切実に感じていると思うのです。ですので、やっぱり日本の先進技術、日本の今までの技術というのはこれから逆に生きてくる可能性も十分にあるというNHKのニュースを朝見させていただきました。ですので、このナフサについてはもうとにかく石油由来ですけれども、石油からできなくても、日本にもそういうものがあるという、少し少し明るいニュースを今朝聞いてきました。ですので、やはり我々もそういったことにも非常に関心を持っていかなければいけないだろうというふうに感じております。

以上です。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）この危機ですから、本当にいろんな方が努力をして、これを機に本当に脱ナフサ、脱石油が進められるような方向に進めば、この資源のない日本でもいろんな可能性が開けてくる、そういった答弁だと思います。

しかしながら、現状、答弁にいただいたとおり、本当に事業者さんが仕事をしたいのだけれども、見積りの出しようがない、そういう状況が本当に目の前の現実になってきています。町内の事業者が事業の継続を図ることができなければ、町の経済に大きな穴があいてしまいます。

次に伺います。この件について行政への相談状況はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）個別の相談につきましては、各担当課で把握に努めておりますけれども、連日の

報道のとおり、全く先が見えない状況の中で、国内外で物価高騰や物資不足の影響はあまりにも大きく、国レベルでの早期の問題解決や支援対策等を期待しているところでございます。

先ほども申し上げましたが、国等が考えている、あるいは報道されているよりも地方の現場は深刻な状況にあると感じております。町といたしましても適切な対策を図るため、支援を必要とする方々に気軽に相談できる環境整備や、国で設置している各種相談等の制度の周知等に力を入れていかなければならないと考えております。また、関係団体との連携を強化し、現場の声を迅速に収集できる体制を整えるなど、必要性を強く感じておるところでございます。

○議長（安原賢一）1 番、原沢さん

○1 番（原沢香司）いただきました答弁からも、やはり現場の実態と国の施策には大きな乖離があると感じております。

国の今年度の補正予算は、6 月 5 日に参議院本会議で可決、成立しましたが、対策としては大変遅過ぎる上に直接国民生活や事業者の営業を守る施策が全くありません。3 兆円規模の補正ですが、予備費を積んだだけで、電気代、ガス代の支援のほか、具体策が何もありません。予備だけでその使途を決めていないというのは憲法の財政民主主義の原則にも反する、本当にお粗末なものだと言わざるを得ません。国民の生活や営業を守ろうという気が全く感じられないものです。

政府の姿勢はかようなものですが、各省庁の姿勢は少し異なるようです。日本共産党の国会議員や都議会議員、区議会議員が住民や各種団体からの聞き取りを行って、省庁交渉を重ねています。各省庁とも実態をどんどん聞かせてほしい、直接困っている状況を知りたい、そういうふうに話されるそうです。省庁としては、国民生活が大変な状況にあることが分かっています。それに応じるために政策立案して政府に上げるための仕事をしようとしています。ぜひこの町の事業者の実態、住民の実態も地元選出の国会議員を通じてや、先ほどの答弁にもありましたけれども、町村会なども通じて中央に届ける努力をしてもらうことを要望するものです。

最後の質問です。緊急の支援策として、納税猶予や光熱費の減免、相談窓口の充実などが求められると考えますが、町長の見解はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）答弁が繰り返しになったり、重複することもありますけれども、お許しをいただきたいと思います。

町でも物価高騰対策として、これまでも水道基本料金の免除をはじめ、各種支援を実施してまいりましたが、繰り返しになりますけれども、物価高騰も長期化する中で、物資不足による生活費や仕入れコストの上昇がさらに追い打ちをかけてまいります。この状況がどれくらい続くのかも全く予想がつかないわけでありますが、世界情勢を注視しながら、国の動向等を詳細に分析し、必要に応じて関係機関、今お話ございました町村会とも連絡、連携を取りながら、現在の物価高騰や物資不足の厳しい状況を深刻に受け止め、町や事業者への緊急支援策等の研究検討を進めていかなけれ

ばならないと思っております。様々な角度から経済的負担軽減策の導入の可能性を調査し、相談体制を整備し、迅速に対応できるよう努めてまいりたいと思います。

世界中が大国による紛争のおかげで、地球上が壊滅するのではないかというような、本当に危機を持っております。一日も早く紛争が、もう紛争なんていうものは地球上にあってはならないと思いますし、人が人を傷つけていいなんてことは全くないので、そこへ来てこういった経済、生活を壊されるということは、我々人類にとって本当に危機を考えなければいけないと思います。これは、国会議員であろうと県議員であろうと町村議員であろうと、また首長であろうと知事であろうと、やっぱりそういう緊張感を持っていく、極めて本当に人類にとって難しい局面にあるというふうに言っても過言ではないというふうに考えておりますので、ぜひ原沢議員とは思いますが同じくする意見もありますので、またいろいろご指摘をいただければ大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）ありがとうございます。本当に今日取り上げました農林業の担い手の問題も待ったなしですが、この物価高騰対策、物資不足対策も文字どおり待ったなしです。課題は山積していますが、町民や事業者の安心なくしてこの町の未来は開けないと思います。本来であれば国がしっかりとした対策を講じるべきですが、農林業においても、国民生活を守る施策についても、とても期待ができる現状ではありません。しかし、それを嘆いていても、町民の生活を守り、安心した生活を続けてもらうことはできません。必要なことを国や県にもしっかりと求めていく、そのことが地方自治体にも求められていると思います。

日本の地方自治は、憲法が定める地方自治の本旨に基づき、国からの独立性と住民自治を原則としています。国家全体の政策がどのように動こうとも、自治体には住民の福祉の増進という固有の任務があり、平和で安定した住民の生活を守るために独自の施策や役割を果たすことが可能です。ぜひこの立場で住民の生活を守るためにできることを追求していく。その姿勢を堅持いただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（安原賢一）原沢香司さんの質問が終わりました。

○

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

3日目の24日は定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会 午後2時51分）

令和8年第1回中之条町議会定例会 6月 定例会議 会議録 第3日

招集年月日 (会議)	令和8年6月24日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時 閉会	開議	令和8年6月24日 午前9時30分						
	閉会	令和8年6月24日 午前10時08分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剣持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員		14番 小栗 芳雄	1番 原沢 香司			2番 福田 公雄		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長	齊藤 泰典	書記		綿貫 正規	
			議事書記	小板橋千晶	書記		木暮 駿希	
			議事書記	割田 祐太				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	唐澤 敏之
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 暁夫	建設課長	小池 利和
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	篠原 充
	防災安全課長	須崎 幸夫	六合支所長	油井 文男
	税務課長	町田 隆弘	会計管理者	飯塚 和子
	地域共創課長	山田 行徳	こども未来課長	山本 伸一
	住民課長	田村 深雪	生涯学習課長	中沢 芳宏
	福祉課長	中澤やす子	教習所長	橋爪 勝
	健康子育て課長	安原あづさ		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和 8 年 6 月 2 4 日 午前 9 時 3 0 分開議)

- 第 1 議案第 1 号 令和 8 年度中之条町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 議案第 2 号 中之条町税条例の一部改正について
- 議案第 3 号 中之条町介護保険条例の一部改正について
- 議案第 4 号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 2 2 号 財産の取得について
- 第 4 議案第 1 号議案 中之条町議会議員定数条例の一部改正について
- 第 5 陳情第 3 号
- 追加日程第 1 議案第 2 号議案 「国道 3 5 3 号車両通行不能区間の解消を求める意見書」の提出について
- 第 6 特別委員会中間報告
- 第 7 議員派遣の件

◎ 再 開

○議長 (安原賢一) みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会 6 月定例会議の本会議も本日で 3 日目となりました。お疲れのこととは思いますが、慎重審議をお願いいたします。

各委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。

発言される方は、聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いします。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり大きな声を出されたりしますと録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内の会話等はお控えくださるようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴者のみなさんについても、体調管理のため、水分補給をお願いいたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

これより本日の会議を開きます。

◎ 議案第 1 号 令和 8 年度中之条町一般会計補正予算 (第 1 号)

○議長 (安原賢一) 日程第 1、議案第 1 号を議題とします。

こちらの議案につきましては、去る 8 日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。ご

質疑願います。

(発言する人なし)

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議案第 1 号 令和 8 年度中之条町一般会計補正予算（第 1 号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 2 号 中之条町税条例の一部改正について

◎ 議案第 3 号 中之条町介護保険条例の一部改正について

◎ 議案第 4 号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第 2、議案第 2 号から議案第 4 号を一括議題とします。

これらの議案につきましても去る 8 日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第 2 号 中之条町税条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号 中之条町介護保険条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第22号 財産の取得について

○議長（安原賢一）日程第3、議案第22号 財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第22号 財産の取得につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年度当初予算においてご議決をいただきました、道路除雪作業用除雪機械の購入につきまして、その内容が確定いたしましたので、ご議決をいただきたいものでございます。

今回購入予定の除雪車であります、中之条地区に配備してあります平成2年度に購入し、約36年間使用いたしました3トン級除雪車につきまして、耐用年数を大幅に経過し、不具合が生じているため、国の補助金を活用し、更新を行うものでございます。

取得金額は968万円、取引先はコマツカスタマーサポート株式会社群馬支店でございます。納入時期は令和9年3月を予定しております。

ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質疑願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明）今町長の説明で、納車の期日が令和9年3月というお話でしたが、もう3月は雪の降るシーズンに入っているのも、もっと早く、少なくとも12月頃には準備すべきだと思うのですが、そのへんいかがですか。

○議長（安原賢一）建設課長

○建設課長（小池利和）小池です。よろしくお願いします。

なるべくは業者のほうに、もう既に急がせるようにはお話はしてあるのですけれども、しようと思うのですけれども、ただこういう時期なので、部品とかいろいろなものが入らないので、契約上は3月ということで、なるべくは12月に間に合わせるようにはお話はさせていただこうかと思っ

ております。

○議長（安原賢一）ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

議案第22号 財産の取得について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議第1号議案 中之条町議会議員定数条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第4、議第1号議案を議題とします。

提出者であります富沢議員から提案理由の説明を求めます。9番、富沢さん、ご登壇願います。

○9番（富沢重典）それでは、議長の命によりまして、議第1号議案 中之条町議会議員定数条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議長より付託された議員定数、報酬のあるべき姿について、かねてより議会改革特別委員会において検討されておりましたが、令和7年7月9日に議員定数・報酬特別委員会が設置され、これまで11か月にわたり6回の委員会を開催し、慎重に調査、議論を行ってまいりました。

設置のときから次期の一般選挙からの施行を念頭に組み立てまいりました。議会の機能を損なうことなく運営ができる議員定数として、近年の人口減少、予算規模の拡大、議員1人当たりの行政区域の規模、議会改革の促進による活動の増加への対応を踏まえ検討を重ねてまいりました。

さらに住民からの議員削減の意見も配慮し、現在の状況下で議会として自らが議員定数を削減する方向を示し、その定数を12とすることにいたしました。その後、全員協議会で協議の結果、12と決しましたので、ここに条例改正の提案をするものでございます。

最後に、答えのない本当に正解の見えない一定規模の数字を出していただきました委員のみなさま、全員協議会で委員の決定事項に賛成していただいた議員各位に深く感謝申し上げ、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

最初に、反対討論の発言を許可します。1番、原沢香司さん、登壇してお願いします。

○1番（原沢香司） それでは、本議案についての反対討論を行います。

中之条町議会基本条例第14条2項では、議員定数の改定にあたっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するために、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする定められています。今回の議案提出に至るまでに参考人制度や公聴会制度は活用されませんでした。私たち議会議員の議席は、町民からの負託を得てここにあります。個々の議員が町民から聞いた意見が特別委員会や全員協議会で語られたことはありました。しかし、条例に定められたプロセスである参考人制度や公聴会制度を活用せずに行われた議論では、到底町民の意見が正しく反映されていると判断することはできません。これがまず本案に賛成することができない理由です。

次に、議員定数のみを俎上に載せることは、これも中之条町議会基本条例に関わって正しいとは言えないことです。中之条町議会基本条例第15条2項では、議員報酬の改正にあたっては、行財政改革の視点だけでなく、町政における議員の活動、役割、責務を十分に考慮するものとする定められています。議員定数と議員報酬は、議員の活動そのものを町民の意見を聴取しながら、一体で考慮されなければいけない性格のものです。そのためには、議会改革と一体で議論をする必要があり、定数だけを切り離すことは本来できないものであると考えます。これが本案に反対する2つ目の理由です。

以上の2点が中之条町議会基本条例第17条、この条例は議会運営における最高規範であって、議会はこの条例に反する議会の条例、規則、規定を制定してはならない。この17条の定めに従うと判断し、この議案に反対するものです。

次に、人口が減るから議員の定数も減らすべきという論点についてです。人口が減っても地方自治体の業務は減りません。むしろ業務の難易度や負担は増大する傾向にあります。1つ目に、施設やインフラの維持管理が変わらず、または増えること。2つ目に、住民の高齢化による業務の質の変化があること。3つ目に、人口減少、過疎化そのものに対抗する業務が発生すること。4つ目に、自治体職員、自治体の仕事の担い手自体が減少していくこと。以上の4つが自治体業務が直面している、あるいはこれから対峙せざるを得ない実態です。

現に中之条町役場の課の数を考えても、複雑化、多様化する業務に合わせて課が新設、再編されるなど、その数が増えています。人口減少下の地方自治体はどこも入ってくる税金、税収は減るのに、高齢化対応やインフラ維持のための支出と業務は増え続けるというジレンマに直面しています。だからこそ現在の自治体は、いかに業務を効率化、デジタル化するかや、民間地域住民といかに連携して役場の負担を減らすかという、住民自治の追求に必死になっているのが実情です。この中で、本来町民と行政のパイプ役として、議員の果たすべき役割は大きくはなれど、決して小さくなるこ

とはありません。

このことを申し上げ、私の本議案に対する反対討論といたします。

○議長（安原賢一）次に、賛成討論の発言を許可します。3番、山本修さん、ご登壇願います。

○3番（山本 修）議長のお許しを頂きましたので、議第1号議案 中之条町議会議員定数条例の一部改正について賛成の立場から討論を行います。

中之条町は、今、少子高齢化とそれに伴う急激な人口減少が顕著に進む中で、若い世代の都市部への流出や労働人口の減少など、社会構造の変化と、極めて深刻な過渡期を迎えております。行政組織のスリム化やデジタル化、事務事業の見直しなど、時代に即した変革が町政全体に求められてきている中で、議員も住民福祉の向上を図り、住民が安心して住めるこの町を守るために、財政の健全化を進めていかななくてはならないからであります。議員定数の検討をなおざりにしていくことはできません。

しかし、議員自ら、現状の議員定数を削減するということは非常に重く、責任のある決断を求められることでもあります。

過日、令和元年5月、議員定数を18から15に削減された経緯を尊重しつつ、既に7年が経過していることによる社会情勢の変化とともに、町税の財政状況や定数削減に伴う議会運営の機能低下などのことに対する検討を重視して、議員定数・報酬検討特別委員会を設置し、6回にわたり調査審議を重ねてまいりました。

将来の予測と展望を十分に考慮して、現在の町の人口規模や財政状況を客観的に見つめ直したときに、12人という定数は、議会の機能を維持しつつ、時代の要請に応えるための適正規模にあると考えます。

また、定数の削減により町の声が町政に反映されにくくなる、監視機能の低下が見込まれるなどを懸念する声も承知しておりますが、議員の役割は数の多さではなく、果たせるものを着実に果たしていくという、何よりも町民の負託に応えられるように、議員一人ひとり、資質や審査能力の向上に研さんを積み、地域の課題をしっかり受け止め、議員活動に励むことが肝要であると、定数を削減したとしても、それをカバーしていけるものだと確信しております。

中之条町の将来を真摯に考え、議会も町と共に率先して議会改革に身を投じる、儀型責任を果たすべく町民福祉向上に邁進することを改めて確認し合い、議会機能を低下させることなく、議会運営を行う適正数を12人とした同委員会の結論に対し、10名の連名で提出された中之条町議会議員定数条例の一部を改正する条例案に議員各位のご理解を賜り、賛成するようお願いいたしまして、私の賛成討論を終わりにさせていただきます。

○議長（安原賢一）ほかに討論はございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、討論を終結したいと思います。これにご異議ございません

んか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、討論を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議第1号議案 中之条町議会議員定数条例の一部改正について採決します。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（安原賢一）起立多数であります。

よって、議第1号議案は原案のとおり可決されました。

○

◎ 陳情第3号

○議長（安原賢一）日程第5、陳情第3号を議題とします。

お手元に陳情審査報告書を配付しています。この際、委員長から審査経過の概要について報告を求めます。陳情第3号について、産業建設常任委員長、山田みどりさん、ご登壇願います。5番、山田さん

○5番（山田みどり）議長の命によりまして、令和8年6月定例会議において産業建設常任委員会に付託された陳情の審査報告を申し上げます。

当委員会は、6月17日午前9時30分から第1委員会室において、委員5名、議長、町長、副町長、関係課長、職員出席の下に開催し、陳情第3号について審査し、「採択」と決定しました。

陳情第3号は、沢田地区区長会長から提出された「国道353号、群馬県・新潟県境未開通区間の整備促進について」です。

国道353号の未開通区間の整備促進について、関係機関への積極的な働きかけを求めるもので、平成27年以降複数年にわたり同様の陳情があり、採択され意見書を提出しております。

各委員からは、長年の懸案となっている。費用も含めて大変だとは思いますが、当町としては開通することが、観光面や防災面においても重要であると思うので、採択に賛成です。一つの悲願でもあると思いますので、ぜひ実現に向けて町一丸となっていけたらと思います。陳情を継続することによって、353号が早期に開通することにつながると思いますなどの意見が出されました。

採択という意見が多かったので、採択とするか採決を行った結果、賛成全員であったため当委員会では採択と決定しました。あわせて、意見書の提出について決定し、意見書案を審査しました。

意見書案については修正点等が無かったので、この案のとおり意見書を提出することに決定しました。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

陳情第3号について採決します。本件に対する委員長報告は採択です。

陳情第3号 国道353号、群馬県・新潟県境未開通区間の整備促進について、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、陳情第3号は採択とすることに決定しました。

○

◎ 日程の追加

○議長（安原賢一）陳情第3号の採択に伴い、意見書の案が提出されておりますので、本案をこの際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、この際日程に追加し議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

（議案の配付）

○議長（安原賢一）ただいま配付しました議第2号議案を追加日程第1として、議事日程に加えていただきますと思います。

○

◎ 議第2号議案 「国道353号車両通行不能区間の解消を求める意見書」の提出について

○議長（安原賢一）追加日程第1、議第2号議案について議題とします。

議案を朗読させます。局長

（議第2号議案について、議会事務局長朗読）

○議長（安原賢一）お諮りします。ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほどの委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決します。

議第2号議案 「国道353号車両通行不能区間の解消を求める意見書」の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議第2号議案は可決されました。

○

◎ 特別委員会中間報告

○議長（安原賢一）日程第6、ここで特別委員会委員長より委員会の中間報告を求めます。議会改革推進特別委員長、剣持秀喜さん、ご登壇願います。13番、剣持さん

○13番（剣持秀喜）議長の許可をいただきましたので、議会改革推進特別委員会の経過報告をさせていただきます。

本委員会は、令和6年度から令和8年度にかけて議会の透明性向上と住民参加促進を目指し、多角的に議会改革に取り組んでまいりました。具体的な取組みとその成果を報告いたします。

1、未来戦略ミーティングメンバーを対象としたワールドカフェの開催。

町民の多様な意見を取り入れるため、未来戦略ミーティングの参加メンバーを対象に、ワールドカフェ形式の意見交換会を実施しました。参加者からは、議会の情報発信強化や議員の活動報告充実などの提案があり、これらを踏まえて議会ホームページへ議員のプロフィール掲載や活動報告書の作成に向けた検討を開始しました。今後も吾妻中央高校や地域団体とのワールドカフェ開催を検討し、さらに幅広い層の意見を集約していく予定です。

2、本会議の2画面同時中継の開始。

本委員会の提案により、本会議の中継映像を2画面で同時配信する方式を採用しました。これにより、議場全体の状況と発言者の映像を同時に視聴可能とし、議会の透明性・分かりやすさが大幅に向上しました。中継映像は動画サイトを通じて公開し、町民の議会参加意識の向上に寄与しています。

3、中之条中学校3年生への議会見学実施。

議会運営の理解向上と若年層への政策的関心喚起を目的に、中之条中学校3年生を対象とした議会見学を開催しました。生徒たちは実際の議場を見学し、議員との質疑応答も行うことで、議会の役割や意思決定のプロセスについての理解を深めました。今後も継続的に地域の教育機関との連携を図る方針です。

4、議会モニター制度の2年間の運用結果と制度見直し。

議会モニター制度について、令和6年度及び令和7年度の2年間にわたりモニターを募集し、町民からの意見収集・議会活動へのフィードバックを試みました。運用過程で、モニターの役割や活動内容が的確に伝わりにくい課題が浮き彫りとなり、要請内容の具体化や研修の実施、幅広い層のモニターが必要であることが分かりました。一方で、モニター制度を通じて町民の意見を議会に取り入れる土台づくりが進んだ点は、一定の成果があったものと認識しております。そのため、令和8年度からは本制度を終了し、多様な意見収集手法を取り入れた「議会サポーター制度」への移行検討を進めています。

以上のように、議会改革推進特別委員会は議会基本条例に沿い、積極的に住民意識の反映や情報公開の工夫、若年層教育への参加促進に取り組み、2画面中継開始やワールドカフェの実施等、具体的な成果を挙げてまいりました。今後もこれらの成果を踏まえ、新たな制度設計や広報強化を進め、より開かれた議会づくりに努める所存です。

以上が今回の報告となりますが、同僚議員におかれましても、十分調査研究をされ、意見、情報等の提供をお願いいたします。

以上で、議会改革推進特別委員会の中間報告といたします。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

◎ 議員派遣の件

○議長（安原賢一）日程第7、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（安原賢一）以上で今期定例会議に付議された議案は全て議了しました。

これをもって令和8年第1回中之条町議会定例会6月定例会議を散会します。

長時間にわたりお疲れさまでした。

（閉会 午前10時08分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 安 原 賢 一

中之条町議会議員 小 栗 芳 雄

中之条町議会議員 原 沢 香 司

中之条町議会議員 福 田 公 雄